令和４年度版

北広島のかんきょう

北広島環境ひろば2022
環境ポスター　北広島市長賞
広葉中学校　宮島（みやじま）　小夏（こなつ）　さんの作品

北広島市 市民環境部 環境課
http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/

はじめに

本書は、第３次北広島市環境基本計画の概要や令和３年度の北広島市の環境の状況と施策の概要を取りまとめたものです。

また、北広島市環境基本条例第９条に基づく報告書として位置づけられています。

目次

第１章　環境基本計画策定の基本的な考え方 3
第２章　北広島市の概況 5
第３章　環境基本計画のめざす環境の姿と各分野の目標 8
第４章　環境基本計画の推進 9
第５章　生活環境 12
１　大気汚染の防止 12
２　水質汚濁の防止 16
３　悪臭の防止 21
４　騒音・振動の防止 23
５　有害化学物質 26
第６章　循環型社会 30
１　ごみ処理 30
２　ごみ減量化・資源化 30
３　ごみの状況と施策の取組状況 33
第７章　自然共生社会 38
１　森林・河川等の保全 38
２　野生生物 39
３　公園・緑地 39
３　自然の状況と施策の取組状況 39
第８章　地球環境 45
１　温暖化対策 45
２　北広島市役所の温暖化対策 46
３　温暖化対策の状況と施策の取組状況 49
第９章　環境教育・環境配慮行動 56
１　環境教育 56
２　環境教育の状況と施策の取組状況 56
環境標語　最優秀作品 61
環境ポスター　最優秀作品 62
語句説明 63

第１章　環境基本計画策定の基本的な考え方

（１）計画策定の趣旨

本市では、良好で快適な環境が将来にわたって確保されることを基本理念とした北広島市環境基本条例を平成 12 年（2000 年）３月に制定し、その基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 13 年（2001 年）３月に北広島市環境基本計画を策定し、平成 23 年（2011 年）３月に第２次北広島市環境基本計画を策定しました。

この計画に基づき、市民と事業者、市が協力し、公害の防止や廃棄物対策、緑のまちづくり、自然とのふれあいなど、環境の各分野でのさまざまな取組により、本市における環境の状況は、おおむね良好な状態を保っております。

その中、アライグマに代表される特定外来種による生態系への影響や、温室効果ガス排出量の増加、ごみのより一層の減量化が必要なことなどの課題を抱えており、対策が求められます。

国では、第５次環境基本計画において、「持続可能な開発目標（SDGｓ）」や「パリ協定」といった国際動向も踏まえた課題解決の取組のひとつとして、各地域がその特性や地域資源を生かした自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域において資源を補完し、支え合う「地域循環共生圏の創造」が提唱されています。

このような動きの中で、第 2 次北広島市環境基本計画の計画期間が平成 23 年４月～令和３年３月まで、北広島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が平成 28 年４月～令和３年３月までとなっていることから、本市における環境の状況や、近年の環境問題に関する社会動向へ対応していくため、市の新たな環境施策の指針となる北広島市環境基本計画と北広島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を一体的にした第３次北広島市環境基本計画を策定しました。

図 1－1　：第３次北広島市環境基本計画

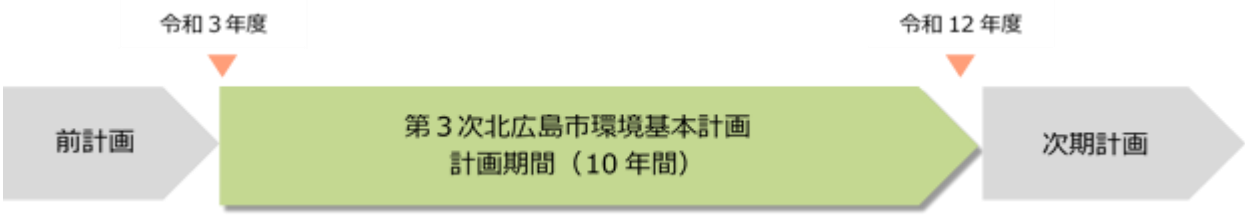

図 1－2　：第３次北広島市環境基本計画期間

（2）計画策定の目的、位置づけ

環境基本計画は、「北広島市環境基本条例」の基本理念の実現に向けて、同条例に定める「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的に策定しています。

また、環境基本条例第８条の規定に基づく計画であり、まちづくりの基本的な方向や施策を示す北広島市総合計画のもとで、北広島市強靭化計画の方針に基づき、環境の分野を担う基本計画という位置づけです。

したがって、市の環境関連の個別計画や事業は、本計画と整合性を図りながら策定、推進していくこととなります。

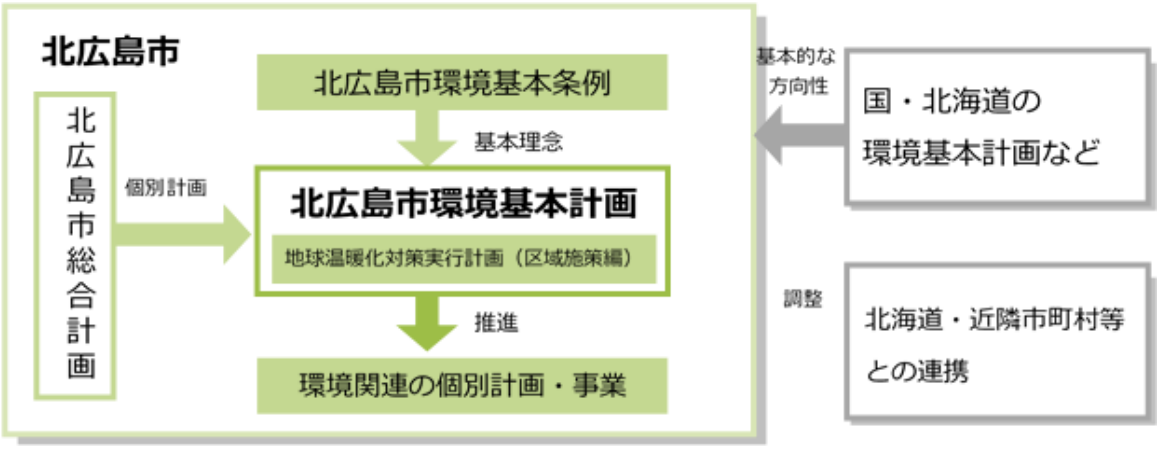

図 1－3 ：北広島市環境基本計画の位置づけ

（3）計画の対象と分野

環境を守り、育てていくためには、その主体（ひと）が重要な役割を果たします。環境について自ら学び、さまざまな環境配慮行動の実践などを通じて「市民」「事業者」「市」の３つの主体が連携・協働し、北広島の環境づくりを進めていくことが重要となることから、４つの分野（「生活環境」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「地球環境」）に加えて「環境教育・環境配慮行動」も計画の対象として捉えていきます。

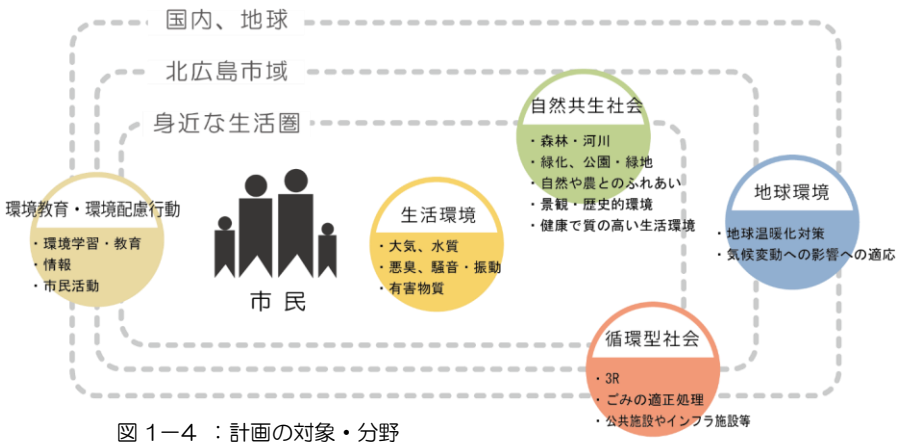

図 1－4 ：計画の対象・分野

第２章　北広島市の概況

（１）位置・地勢

北広島市は、石狩平野の南部に位置し、東西に 15 km、南北に 14.8 km、総面積 119.05 km^2 で北西は札幌市、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町、南は島松川を境界として恵庭市に接しています（図 1－1）。

地形は、南西部にある島松山（標高 506 m）を最高に、北東方面に標高 100 m前後の波状台地が広がっています。市内を流れる島松川や輪厚川などの河川は、その大半が千歳川を経て石狩川に合流し、日本海へと注いでいます。

地質は、大部分が洪積層からなっており、南西部の丘陵地帯では畑作や酪農、北東部の低地では水田を中心に活用されています。

山林は、島松川、仁井別川沿い及び野幌森林公園から中央部に広がる南西部の国有林、ゴルフ場等に見られる民有林が主なもので、これら多くの森林がさまざまな生物を育んでいます。

図 2－1　北広島市の位置図

（2）気象

亜寒帯湿潤気候の日本海側に属しており、西部から北東方向にのびる波状台地を境に、局地的な気候変化がみられることもあります。

冬は、北西の季節風の影響で雪が降りやすく、夏は太平洋高気圧の影響で日中晴れる日が多くなりますが、太平洋沿岸の海霧の影響を受けて朝晩に曇ることもあります。

また、オホーツク海高気圧が優勢な年は冷夏となることがあります。

令和３年の年平均気温は 8.0 ℃、最高気温は 34.0 ℃（7 月）、最低気温は－23.0 ℃（1 月）であり、年間降水量は 1117.5mm、最深積雪は 85 cm（3 月）となっています。

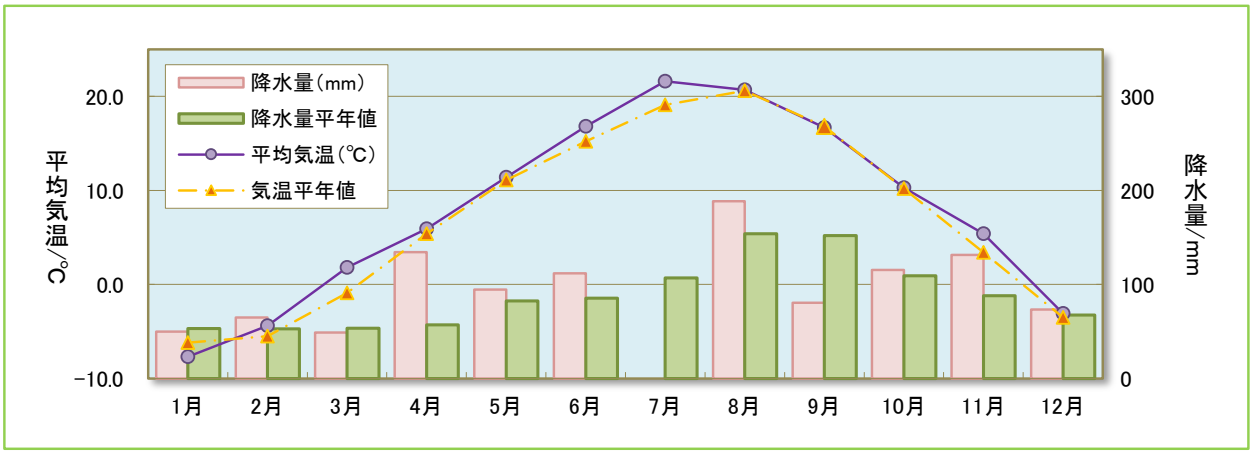

図２−２　令和３年の平均気温と降水量

資料：札幌管区気象台（地域気象観測所（アメダス）：恵庭市下島松 829 番地）

（3）土地利用

直近５年の土地利用の推移を見ると、田・畑や山林などの自然的利用が減少し、宅地などの都市的利用が増加しています（表２−1）。

表２−1　：北広島市の土地利用の推移

資料：北海道統計書（北海道）

	H29	H30	R1	R2	R3
田	7.91	7.91	7.91	7.91	7.87
畑	12.99	12.93	12.99	12.93	12.8
宅地	12.19	12.21	12.21	12.21	12.22
鉱泉地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
池沼	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
山林	35.90	35.90	35.88	35.9	35.82
牧場	0.68	0.67	0.68	0.67	0.71
原野	7.11	7.13	7.11	7.13	7.19
雑種地	18.39	18.42	18.39	18.42	18.56
その他	23.76	23.76	23.76	23.76	23.76
総面積	119.05	119.05	119.05	119.05	119.05

（4）人口・世帯

住民基本台帳によると、道営北広島団地の開発が始まった昭和 45（1970）年以降宅地供給が進むにつれて人口は増加しておりましたが、平成 20 年以降減少に転じており、令和 3 年においては、57,566 人、28,091 世帯となっています（図 2－3）。

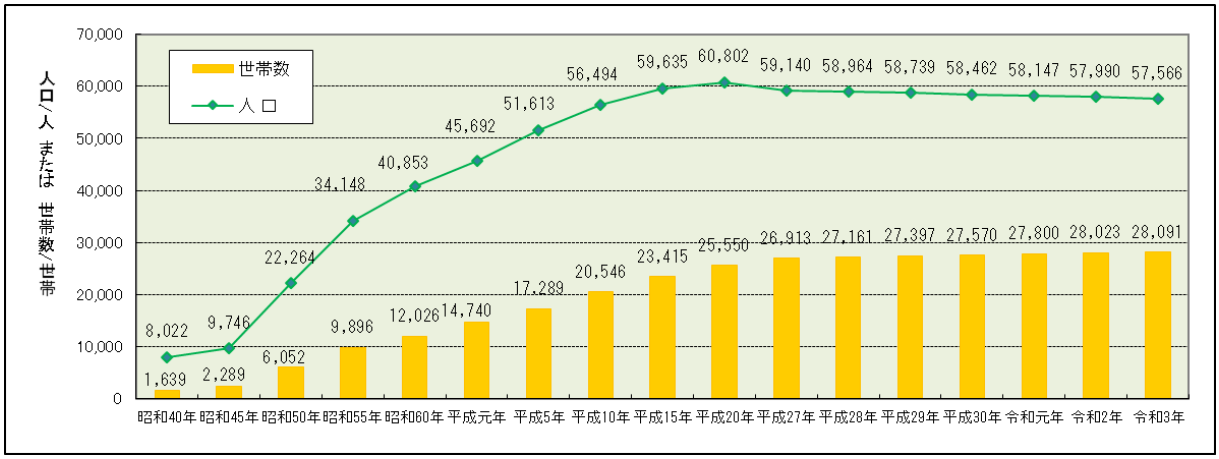

図 2－3　人口・世帯数の推移

資料：政策広報課「北広島市統計情報（各年度 9/30 現在）」　※昭和 40 年～平成 5 年

資料：市民課「住民基本台帳（各年度 3/31 現在）」　※平成 10 年～令和 3 年

（5）産業

北広島市は、札幌市を中心とした経済地域にあり、令和 2 年の就業者数割合を見ると、卸売･小売業･サービス業に代表される第 3 次産業が 80.2 %（22,232 人）と最も多く、次いで製造業や建設業に代表される第 2 次産業の 17.6 %（4,890 人）、農業に代表される第 1 次産業の 2.2 %（605 人）となっています（図 2－4）。

農業については、農家戸数や農業人口が減少傾向にあり、農業者の高齢化など農業を取り巻く情勢は益々厳しくなっていますが、農産物加工品の製造・販売などの 6 次産業化等に地域ぐるみで取り組み、農業の振興と地域の活性化を図っています。工業については、札幌市への利便性等の立地環境を生かした工業団地の造成などにより、新規企業が進出しています。

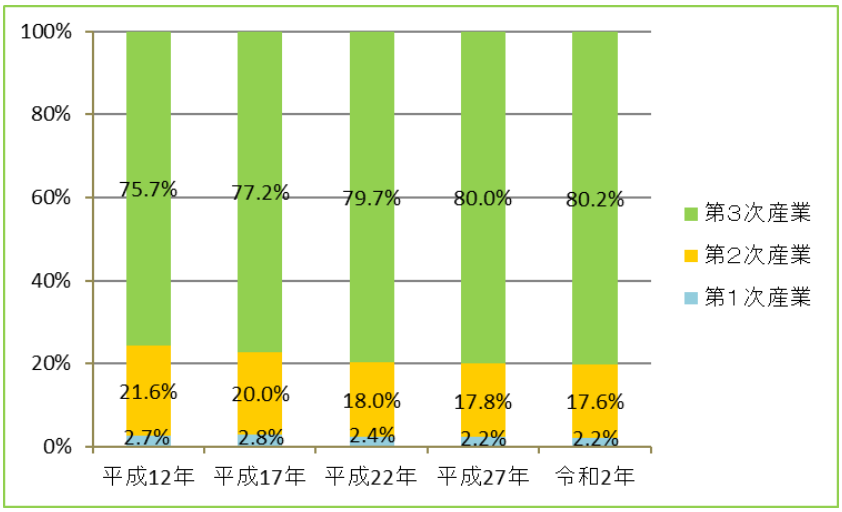

図 2－4　産業別人口割合の推移

資料：総務省統計局「国勢調査」都道府県・市区町村別主要統計表（平成 27 年）　※分類不可能を除く

第３章　環境基本計画のめざす環境の姿と各分野の目標

（１）北広島市がめざす環境の姿

環境基本計画では、森や川、動植物などの貴重な自然・資源を大切にし、快適で暮らしやすい環境を「持続可能」な形で次世代へ引き継いでいくため、さまざまな環境施策にと取り組んでいくこととしています。

北広島市がめざす環境の姿「豊かな自然と資源を次世代へ引き継ぐまち“北広島”」を実現するためには、市民ひとりひとりが、環境問題に関心を持ち、地球にやさしい行動を実践していくことが望まれるため、めざす市民の姿「環境と暮らしとの関わりを理解し、地球にやさしい行動ができるひと」を掲げ、取組を進めています。

（２）各分野の目標

〇生活環境

安全・安心で快適に暮らせるまち

〇循環型社会

減量化・資源化に取り組む、ごみの少ないまち

〇自然共生社会

ひとと自然が調和したまち

〇地球環境

積極的に環境負荷を低減し、地球にやさしいまち

〇環境教育・環境配慮行動

ひとと環境との関わりを学び、環境に配慮した行動ができる人を育むまち

第４章　環境基本計画の推進

（１）計画の進行管理

第３次環境基本計画の進行管理を適切に行うため、環境審議会の意見などを参考に、PDCA サイクル（Plan[計画する]、Do[実行する]、Check[評価する]、Act[改善する]）の考え方に基づき、取組内容が継続的に向上していくよう見直しに努めていきます。

本計画の進行状況の把握は、毎年定期的にすべての市の環境関連施策の実行状況を集約し、整理と一定の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行い、次年度の取組を行っていきます。

集約した環境施策の状況については、各種の測定結果やその他の環境の状況とともに環境審議会に報告し、条例で定める「環境の状況等の公表」の規定に基づき、「北広島のかんきょう」や市のホームページなどで市民に公表しています。

（２）計画推進のための体制・組織

①市の推進体制

市のさまざまな部門に関係する環境基本計画の推進のため、市民環境部を中心として、関係各課が必要に応じて適切に連携することとしています。

また、市の全体にかかわる施策や課題については、計画の総合的な検討及び調整を図るための横断的な組織である「環境検討委員会」で調整を図り、総合的な推進を図ります。

②環境審議会

環境審議会は、市長の諮問に応じ、「環境基本計画に関すること」「環境の保全及び創造に関する基本的事項」について調査審議することと条例で定められています。

市では計画の推進に関することのほか、環境に関する諸課題などについて、必要な意見を求めてその反映に努めています。

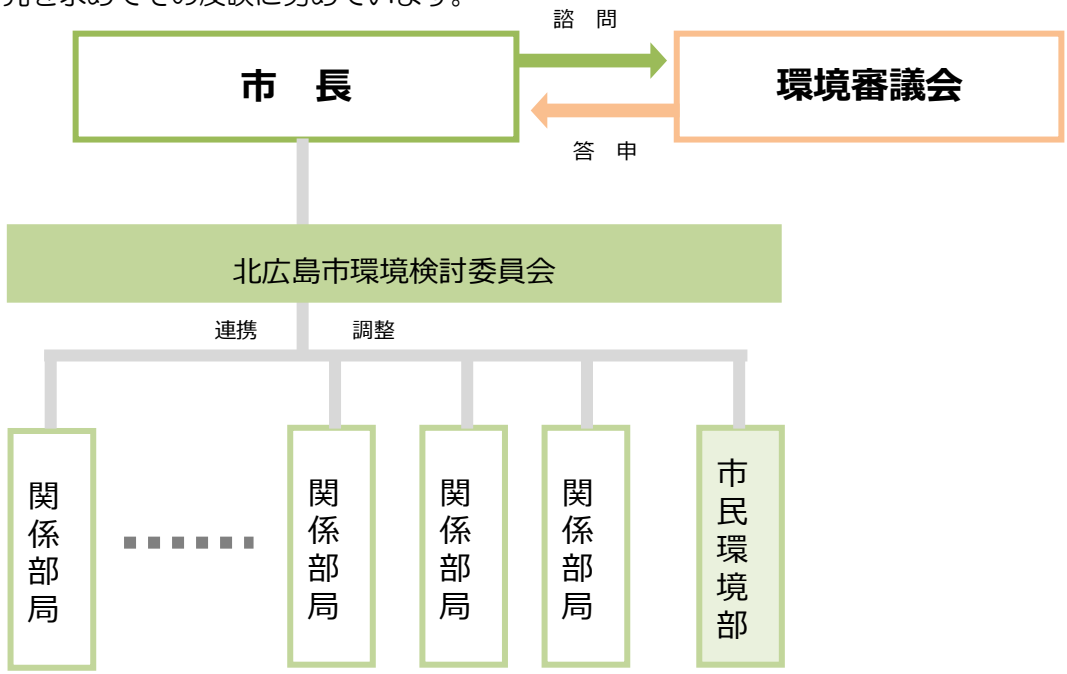

図 4-2：計画推進のための体制

表４－１　北広島市環境審議会委員名簿（順不同）

氏　　名	所　属　等
早矢仕　有子	北海学園大学教授
鈴木　重政	星槎道都大学教授
安藤　直哉	北海学園大学准教授
齊藤　富明	北広島商工会
皆木　友和	道央農業協同組合
後藤　猛	北広島市工業振興会
橋本　敬子	北広島消費者協会
森下　徹	市民公募
藤野　伸之	市民公募
木川　利江子	市民公募
※　上記委員の任期は、令和２年３月28日～令和４年３月27日	

図４－３　市民環境部環境課体制図（令和３年４月１日現在）

（２）協働推進の方針

計画を推進するための取組は、市民１人で実践するものから、市民団体や事業者、市などが実施するもの、これらが連携するものなどさまざまな形がありますが、目標の実現のためには市民や事業者などの協力が必要不可欠であることから、次のような方針で連携・協働を進めていきます。

①市民や事業者との協働

市民や事業者の協力を得て、効果的な取組を進めることができるよう、活動や事業ごとに実行委員会や協議会を設置するなど、適切な方法で連携・協働するように努めます。

また、団体との協働や対話を通じて市民意見を聴取し、その反映に努めます。

②他の自治体や国・北海道などとの連携

複数の市町村が関わる広域的な問題については、関係市町村や国、北海道などと連携した取組を進めるほか、必要に応じて国や道への要請を行っていきます。

③行動指針に基づく環境配慮行動の促進

市民や事業者が行う取組として計画に掲げた「行動指針」については、それぞれが自主的に実践していくことが望まれます。

家庭や職場、学校などで行える身近な環境配慮の取組が進むよう、情報や学習機会の提供を行うことによって、環境配慮行動を促進していきます。

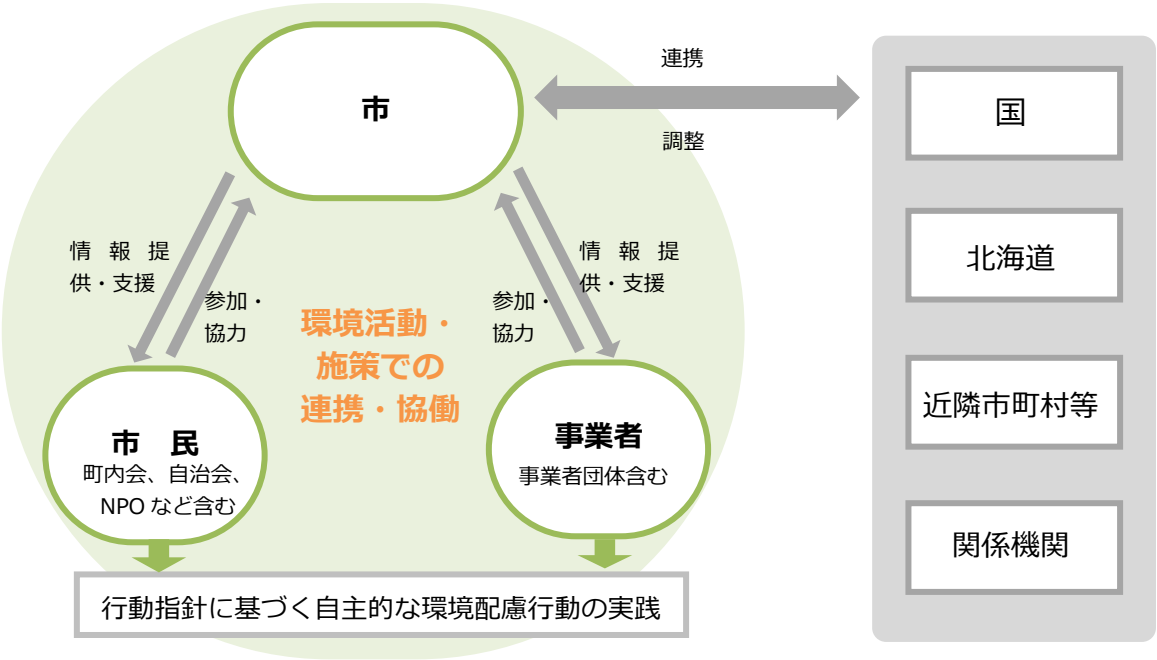

図４－４　計画の協働推進

第５章　生活環境

１　大気汚染の防止

（１）北広島市の概況

北広島市では、人の健康に直接影響を与えるような大気汚染問題は発生していませんが、新しい工業団地への企業進出によるばい煙発生施設等の新設や、道路交通量の増加による自動車排出ガス等に伴う大気汚染について監視していく必要があります。

（２）大気汚染に関する環境基準

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化いおうや一酸化炭素などについて大気汚染に係る環境基準が定められています。

また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、微小粒子状物質（ＰＭ2.5）やダイオキシン類についても環境基準が設定されています（資料編Ｐ11 表Ｂ－1、資料編Ｐ24 表Ｂ－16）。

（３）排出の規制

工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙、粉じん等についてそれぞれ規制されています（資料編Ｐ12 表Ｂ－2）。

また、自動車から排出されるガスについても、一酸化炭素や窒素酸化物、粒子状物質など自動車の種別ごとに排出ガス量の許容限度が定められています。

現況

人の健康における直接影響を与えるような大気汚染問題は発生しておりません。良好な状況を維持するために、監視や測定を実施しています。

課題

今後交通量の増加等が予測されるため、引き続き監視と指導を行うとともに、大気汚染の防止対策を進めていく必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

１）大気汚染の監視

○大気汚染物質分析測定

いおう酸化物（ＳＯｘ）と窒素酸化物（ＮＯｘ）の測定を、市内４箇所で実施し、概ね良好な状態を確認しています。これらの測定は環境基準での測定方法とは異なるため、環境基準との比較をすることはできませんが、経年変化や地域の状況などの把握の指標として参考となるものです。（資料編Ｐ２ 表Ａ－１）

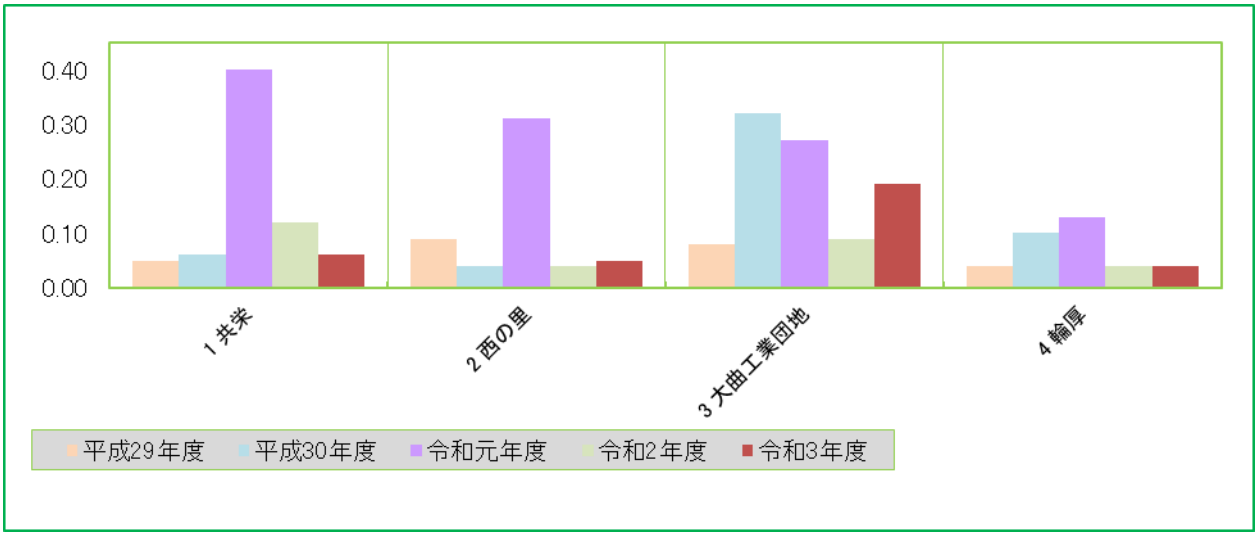

図６－１　二酸化鉛法によるいおう酸化物の測定結果（単位：SO_3mg/100cm^2/日）

汚　染　度	SO_3mg/100cm^2/日の値		評　　価
汚染第１度	0.5 以上	1.0 未満	軽微な汚染
汚染第２度	1.0 以上	2.0 未満	普通度の汚染
汚染第３度	2.0 以上	3.0 未満	中等度の汚染
汚染第４度	3.0 以上	4.0 未満	やや高度の汚染
汚染第５度	4.0 以上		高度の汚染

表６－１　二酸化鉛法による「いおう酸化物汚染度の判定標準」

（寺部本次氏）

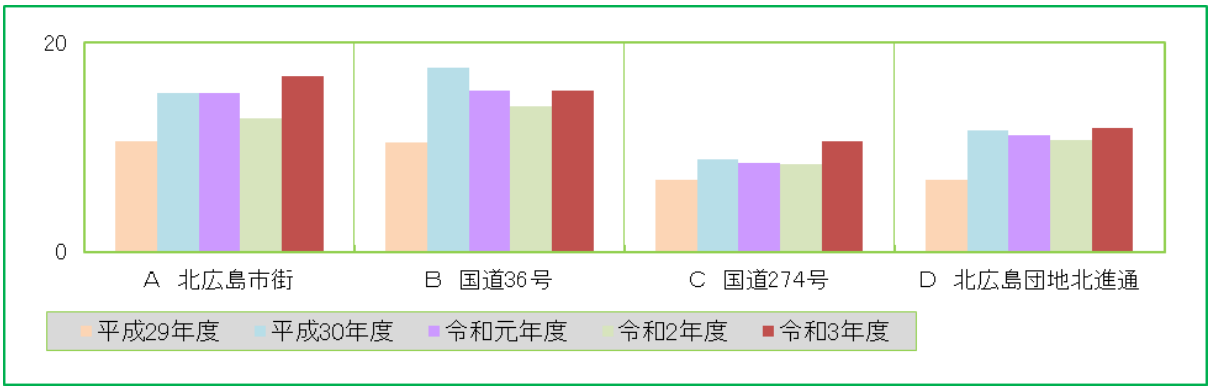

図６−２　ナフチルエチレンジアミン吸光光度法による窒素酸化物の測定結果（単位：NO_2μ）

○空間放射線量率測定

平成 25 年 10 月から、市内 3 地点での測定を開始しました。測定結果は、福島第１原子力発電所事故前の札幌市内における測定値（毎時 0.020～0.105 マイクロシーベルト）の範囲内にあり、国が定めた追加被ばく線量と比較しても低くなっていることを確認しています。（資料編Ｐ９表Ａ−７）

○特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出の把握

特定粉じん排出等作業について、北海道と連携し届出等による把握に努めています。

市では平成 17 年度の分析調査で石綿の含有率が１重量%以下とされていた施設のアスベスト６種類の分析調査を実施し、アスベストは含有していないことを確認しています。

○微小粒子物質（PM2.5）の情報提供

微小粒子物質について、北海道より注意喚起が発令された場合、速やかに関係機関への情報提供を行っています。

なお、令和３年度の注意喚起発令実績はありません。

２）大気汚染の防止対策の推進

○次世代自動車等の導入促進

令和３年度に入れ替えを行った９台のうち、次世代自動車等（ハイブリッド車）を１台導入しました。

また、環境啓発イベントで次世代自動車の展示を実施し、市民や事業者に対しても、次世代自動車の導入を促進しています。（R3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

○大気汚染防止法に基づく届出の把握

大気汚染防止法に基づく作業について、北海道と連携し届出等による把握に努めています。

○エコドライブの推進

自動車の不要なアイドリングの防止、タイヤの空気圧の適正化など「エコドライブ」の推進や周知啓発に努めています。

○野外焼却禁止の啓発

監視パトロールにより野外焼却に関する指導などに取り組んでいます。

○渋滞緩和策の推進

市内各地区の道路改良等を行いました。

・道路整備：生活道路の改良　481m
・車道　388 ㎞、歩道　123 km を除雪
・排雪の助成：費用の 1/2 を補助→70 団体、123.7km を排雪

3）健康で質の高い生活環境への転換

○ゼロ・エネルギー住宅の普及への支援

太陽光発電システム設置事業補助金と省エネルギー設備設置補助金の実施しています。（太陽光補助件数：2 件、省エネ補助件数：19 件）

○自転車の利用促進

環境にやさしい交通手段である自転車の利用促進を図り、快適に自転車を利用できるまちにするため、自転車の貸し出しを行っています。

- 受付・貸出期間　4/23～10/31
- 利用者数　411 名

○公共交通機関の利用促進

市民の皆様に公共交通の現状や計画の策定状況、今後の公共交通に関するトピックス等を発信するため、「公共交通便り」を発行しています。

○エコ通勤の推進

市職員が率先してノーマイカーデ-に取り組むことで、エコ通勤を推進しています。（R3 ノーマイカー実施率：73.4%）

○歩道の整備の推進

公共施設等の周辺を中心に、歩道の段差・傾斜・勾配の改善など、通行が安全な歩行空間の整備を行っています。

２　水質汚濁の防止

（１）北広島市の概況

北広島市には、千歳川、島松川、輪厚川など、大小多くの河川が流れています。市内の中小河川のほとんどは流量が少ないため、河川に汚濁物質が流入すると自浄作用によって十分に浄化されず、大きな負荷を与えてしまいます。

河川の水質は、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という）の数値で概ね判断することができることから、市では、毎年、定期的に千歳川、島松川、野津幌川など、24 地点で水質測定（生活環境項目）を実施しています。（資料編Ｐ３ 表 Ａ－２）

また、酸素は水温が低い方が溶けやすいので、溶存酸素量（以下「DO」という）は水温が下がる冬期に増加し、水温が上がる夏期に低下する傾向があります。そのため、夏期は生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量が増えるため、BOD の値が高くなることがあります。

（２）水質汚濁に関する環境基準

公共用水域の水質について維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があります。

①人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）（資料編Ｐ１３ 表Ｂ－３①）

この基準は、有害物質について直ちに達成されなければならない基準として、全国の公共用水域全てに適用され、地下水についても基準が設定されています。

②生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）（資料編Ｐ１４ 表Ｂ－３②）

この基準は、環境大臣又は都道府県知事が指定した公共用水域（河川、湖沼、海域）について適用され、指定された各公共用水域は、いくつかの類型に分けられ、それぞれに基準値が設定されています。

北広島市内においては、千歳川がＡ類型に、野津幌川がＢ類型に指定されています。

③生活環境の保全に関する環境基準（水生生物保全環境基準）（資料編Ｐ14 表Ｂ－3③）

生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として、平成 15（2003）年 11 月に加えられました。

環境大臣又は都道府県知事が指定した公共用水域について適用されますが、北広島市内において水域類型の指定は行われていません。

④要監視項目（資料編Ｐ15 表Ｂ－3④～⑥）

公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質が、人の健康の保護に関する要監視項目と、水生生物の保全に関する要監視項目として指定されています。

（3）排出水の規制

水質汚濁防止法では、『特定施設』を設置している工場・事業場からの排出水について、全国一律の排水基準として、「有害物質に係る排水基準」、「生活環境項目に係る排水基準」を定めています。

また、北海道は、条例でより厳しい排水基準（「上乗せ排水基準」）を定めており、北広島市においても環境保全指導要綱に基づく排水基準を定めています。

①水質汚濁防止法に基づく排水基準（資料編Ｐ16 表Ｂ－4）

ア　有害物質に係る排水基準

排出水中の有害物質について定められており、排出水の量にかかわらず全ての特定事業場からの排出水について適用になります。

イ　生活環境項目に係る排水基準

排出水中の pH（水素イオン濃度）や BOD などについて定められており、一日の平均的な排出水量が 50 m^3以上である特定事業場からの排出水について適用されます。

②道条例に基づく上乗せ排水基準（資料編Ｐ17 表Ｂ－5）

北広島市の河川は石狩川水域に属するため、し尿処理施設、下水道終末処理施設などに上乗せ基準が適用されます。

③北広島市環境保全指導要綱に基づく排水基準（資料編Ｐ18 表Ｂ－6）

「し尿浄化槽に係る排水基準」及び「排水の汚染状態の許容限度」が定められています。排水の汚染状態の許容限度については、一日の平均的な排出水の量が 20 ㎥以上 50 ㎥未満である特定事業場の排出水について適用されます。

④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（資料編Ｐ25 表Ｂ－18）

平成 12（2000）年 1 月 15 日、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類を含む汚水等を排出する特定施設について、排出基準が定められました。

現況

市内河川のうち、環境基準が設定されている千歳川、野幌川では、BOD と溶存酸素量（DO）の値、大腸菌群数で環境基準を超過する時期があることから、今後も測定を実施し、動向を注視しています。

課題

水質を適切に維持するため、今後も公共用水域での水質の把握や排水対策を実施するとともに、下水道施設の管理、処理設備の普及を行う必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

１）公共用水域の水質把握

○河川水質分析測定

千歳川水系、野津幌川水系の 24 地点で水質分析を行い、BOD、DO、大腸菌群数が一時的に環境基準値を超過する時期はあるが、概ね問題がないことを確認しています。（資料編Ｐ３ 表 Ａ－2）

千歳川水系水質保全連絡会議

「千歳川水系水質保全連絡会議」は、昭和 49 年２月に千歳川水系の水質保全に関する情報・知識・資料などの交換や活用などを目的として、千歳川流域の市町（千歳市、恵庭市、江別市、広島町（現：北広島市））と石狩支庁（現石狩振興局）とで設立されました。

その後、昭和 52 年３月に南幌町、長沼町及び空知支庁（現空知総合振興局）、平成２年４月に江別市浄水場、長幌上水道企業団、平成３年４月に石狩東部広域水道企業団がそれぞれ加入しました。

現在は４市２町による千歳川水系20地点の河川水質一斉調査を年６回行っています。

75%値とは

75%値とは、ｎ個の測定値を小さなものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目（小数点以下切り上げ）にくる値のことをいい、BOD の 75%値は水質の長期的評価に用いられています。

なお、千歳川水系については年 6 回の測定を行なっていますが、それ以外の水系については年２回の測定のため、最高値と最低値のみを表示しました（図 6－2～6－4）。

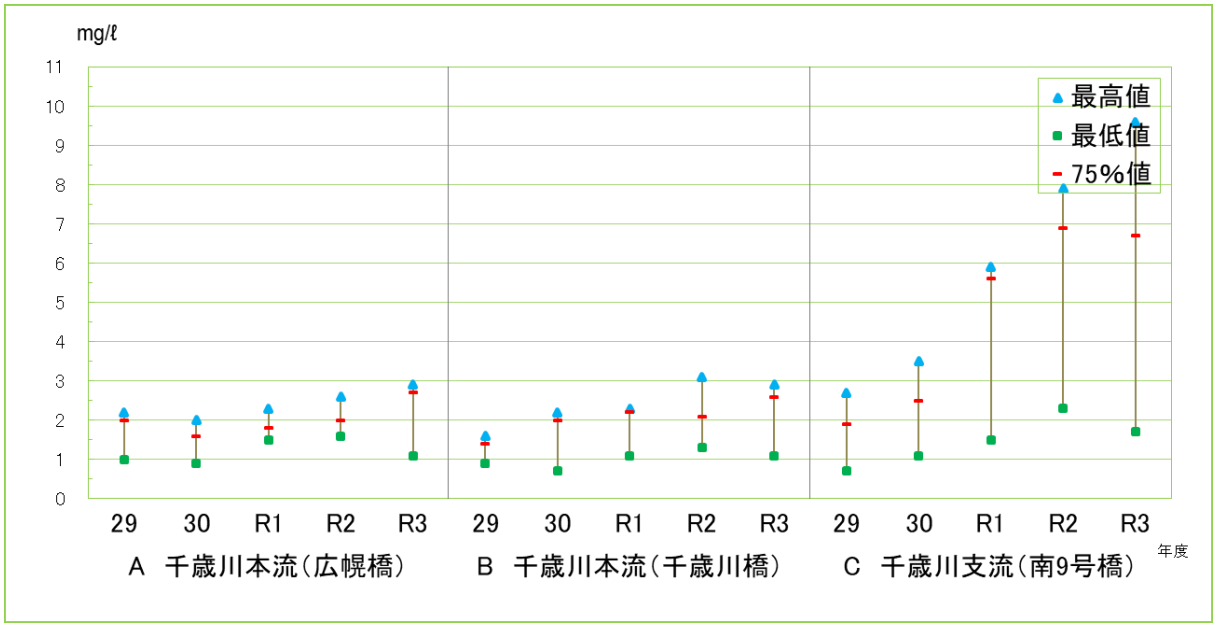

図６－１　千歳川水系における BOD 値の経年変化

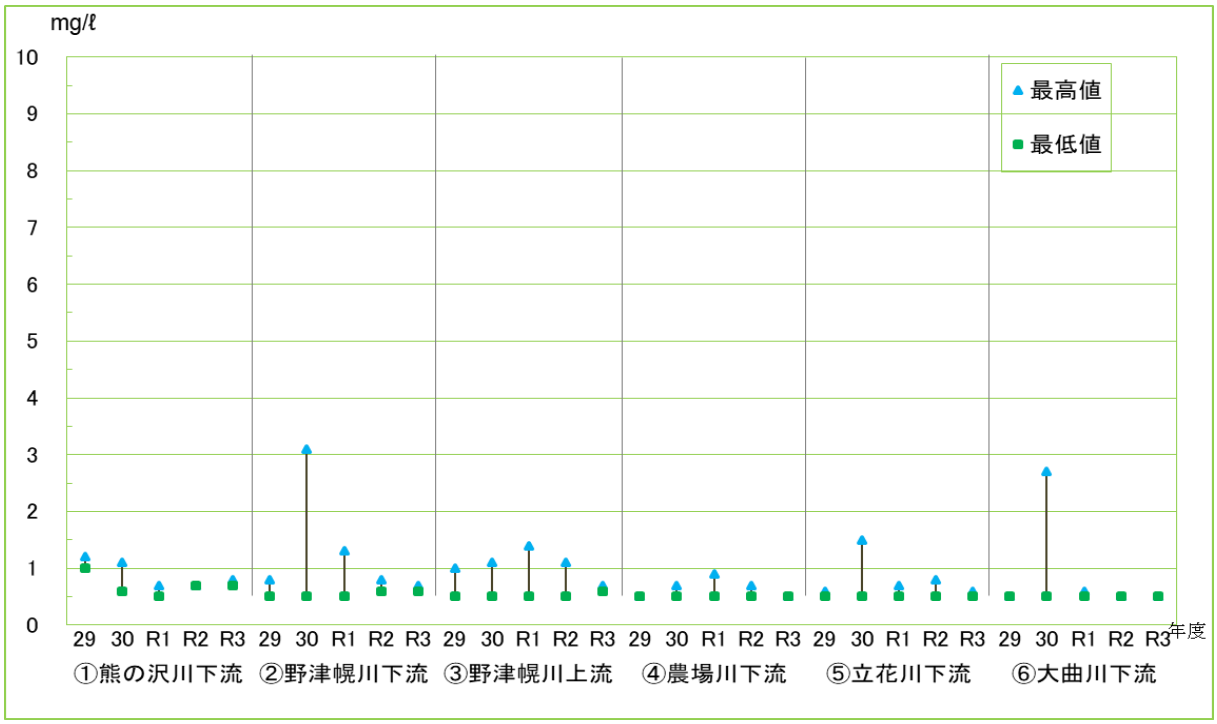

図６－２　野津幌川水系における BOD 値の経年変化

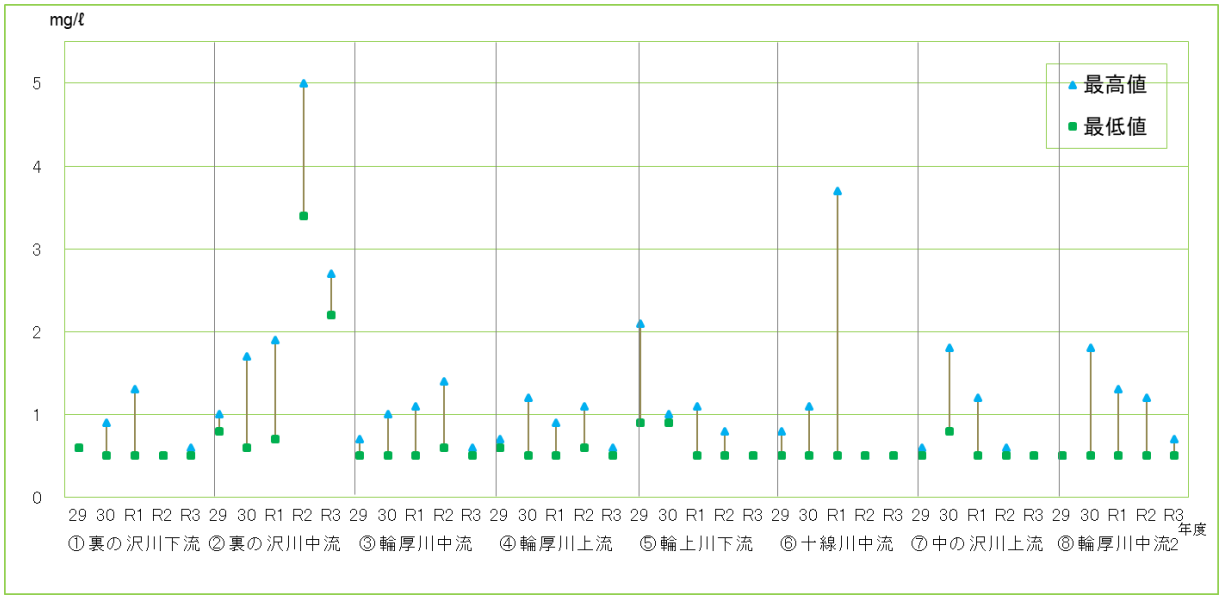

図６－３　輪厚川・裏の沢川水系における BOD 値の経年変化

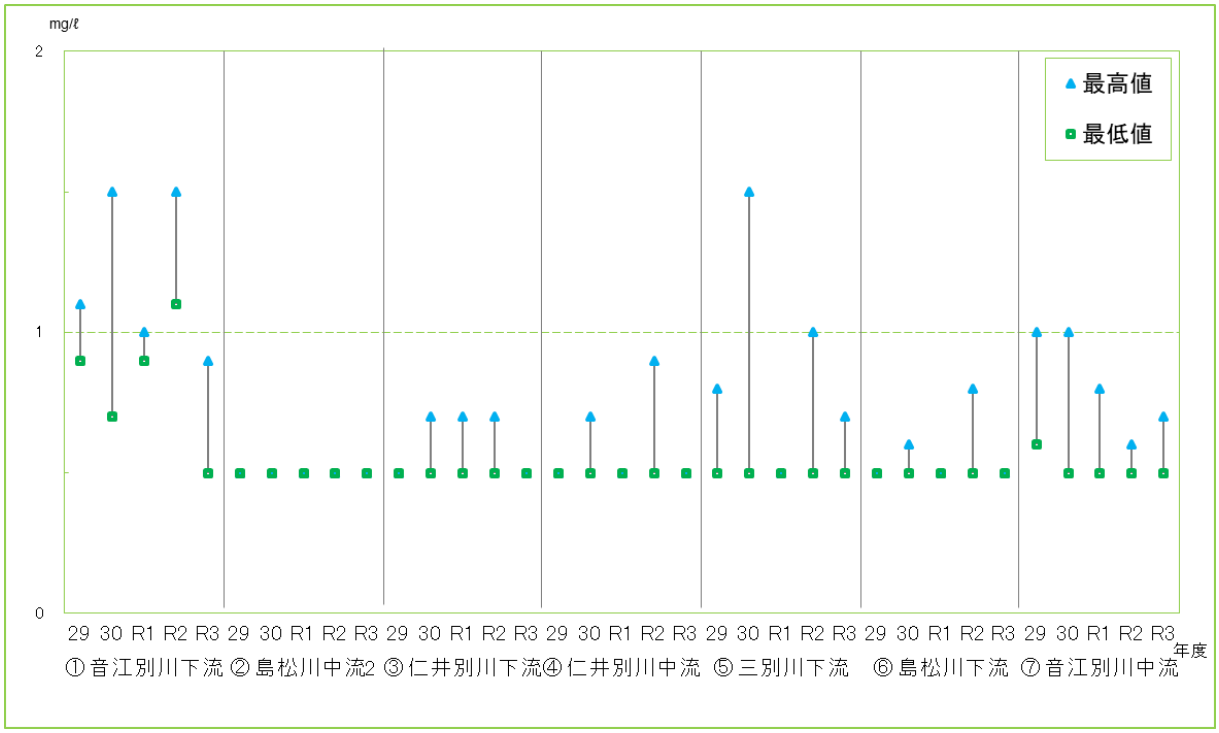

図６－４　島松川水系における BOD 値の経年変化

２）排水対策の推進

○水質汚濁防止法に基づく届出の把握

水質汚濁防止法に基づく届出について、北海道と連携し、把握に努めています。

○排水への対策

生活排水処理基本計画に基づき、石鹸・洗剤は適正量を守り、調理くずや廃食用油は排水として流さないことや、風呂の残り水の有効利用に努めるなど、発生源での対策を啓発しています。

また、浄化槽未設置者に対しては、整備の啓発を行っており、浄化槽設置者に対しては北海道浄化槽協会と連携し、適正な維持管理を促進しています。

事業場排水への対策については、水質基準を超過するおそれのある事業場には、除害施設の設置を義務付けしています。水質分析調査が水質基準に適合しない項目があった場合は、水質改善のための指導を行っています。

○油漏れの防止

家庭用燃料タンクの点検等周知啓発を行っています。

また、油漏れが発生した場合は関係機関と連携し、速やかに対応しています。

３）下水道施設の整備

○下水道の整備

北広島市の下水道の普及率は97.5%と高い水準にあります。令和３年度は下水道管を644 m延長しています。

○合併処理浄化槽の普及

北広島市浄化槽設置整備事業補助金の実施等に取り組んでいます。（補助件数：１件）

３　悪臭の防止

（１）北広島市の概況

北広島市における悪臭の原因は、養鶏場、養豚場、堆肥場など、農業・畜産業に関するものが多く、原因者に対しては、場内及び堆肥等の管理方法や設備の改善、気温・風向きなどの気象条件や作業時間帯を考慮するなどの指導を行っています。

（２）悪臭の防止のために

悪臭防止法では、住居の集合している地域など、住民の生活環境を保全する必要がある地域を規制地域として指定しています。

北広島市は、住宅地を中心にＡ区域とＢ区域の指定（昭和54（1979）年４月１日施行）を受け、その後の土地利用状況を勘案して、随時、指定地域の見直しを行っています。（規制地域の指定等について、平成24年４月１日に道から市へ権限が移譲されました。）

（3）悪臭の規制

市では、特定悪臭物質の濃度による規制基準を定めており、規制区域内にある工場や事業場は、規制基準を超えて悪臭物質を排出してはならないこととされています。

これに違反した場合には、市長が事業者に対し、改善勧告、改善命令などの措置をとることができます。

①悪臭防止法に基づく規制（資料編Ｐ23 表Ｂ－12）

事業場の敷地境界線の地表における規制基準を基本としますが、煙突などの気体排出口における規制基準や排出水の特定悪臭物質の濃度に対する規制基準が適用になる場合もあります。

②官能試験法による悪臭対策指導要綱に基づく規制（資料編Ｐ23～24 表Ｂ－13～15）

悪臭物質の濃度による規制だけでは、低濃度・多成分の複合臭に対応できず、住民の被害感覚を正しく評価できないことから、北海道は、「官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定し、臭気指数（人が臭いをかいで判定する指数）による指導基準値を定めました。臭気指数による方法は、「臭い」を総合的に評価することが可能であり、未規制物質による臭気も捕捉することができるなどの利点があります。

市では、実際に人が感じる臭気と、規制基準値との相関性などについて検証するため、平成 11 年 1 月から悪臭物質を測定する際に、法で規制されている特定悪臭物質 5 項目とともに臭気指数についても同時に測定を行っています。

現況

悪臭の発生源が有機肥料による土づくり奨励など農業施策に関わるものや、悪臭防止法の規制区域外であることも多いため、単一の脱臭技術で対応できることは稀で、絶対的な脱臭方法が存在しないことなどから、根本的な解決がなかなか難しいのが現状です。

課題

悪臭による市民生活への影響を可能な限り抑えるため、今後も継続的に悪臭の状況把握や悪臭の発生源対策を行っていく必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

１）悪臭の状況把握

○悪臭調査の実施

悪臭発生源となっている事業所の敷地境界付近で悪臭物質などの測定を実施し、結果を基に事業所に指導等を行っています。（資料編Ｐ７ 表Ａ－4）

２）悪臭発生源対策

○悪臭発生源となっている事業所への監視と指導

令和３年度は、悪臭物質等の測定を年４回実施し、測定結果に基づき指導等を実施しています。

４　騒音・振動の防止

（１）北広島市の騒音・振動の概況

北広島市は、北海道大演習場島松地区に隣接していることから、西部地区を中心に自衛隊航空機や砲弾の演習による騒音･振動の問題を抱えています。

一方、一般家庭から発生する生活騒音は、法律などの規制対象になっていないことから、原則として当事者間で話し合い、解決することになりますが、自ら騒音の発生源とならないよう配慮する必要があります。

（２）騒音・振動の防止のために

騒音規制法及び振動規制法では、これまで、北海道が規制地域を指定し、地域や時間区分などによって規制基準を定めていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）に基づき、騒音・振動規制法が改正され、平成 24 年４月１日から規制地域の指定等の事務が道から市に移譲されました。

北広島市は、昭和 53（1978）年、法に基づき地域指定され、その後、土地利用状況等を考慮して随時、指定地域の見直しを行っています。

（3）騒音に関する環境基準

生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、①一般地域・道路に面する地域に適用される「騒音に係る環境基準」、②飛行場周辺に適用される「航空機騒音に係る環境基準」等が定められています。

このうち、騒音に係る環境基準については、平成 11 年 4 月、測定技術の向上や国際的動向等を踏まえて改正され、騒音レベルの指標がこれまでの中央値（L_{50}）から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更になりました。

また、道路に面する地域においては、その評価方法が「その地域を代表すると思われる」測定点における「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地条件を考慮した「面的」な評価方法へと変更になりました。

なお、騒音に係る環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されません（資料編Ｐ19 表Ｂ－7、表Ｂ－8）

中央値・等価騒音レベル

中央値（L_{50}）とは、騒音の大きさを評価する量の一つで、複数の測定値を大きい順番に並べた場合の中央に位置する測定値をいいます。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）とは、騒音の評価量の一つで、変動する騒音レベルのエネルギー的平均値です。国際的に広く用いられていて、平成 11 年 4 月から、中央値に代わり、環境基準の新評価手法として採用されました。

（4）騒音・振動の規制

①工場・事業場の規制

騒音規制法･振動規制法では、生活環境を保全する必要のある地域を指定し、指定地域内に「特定施設」を設置する工場・事業場について、届出義務が課せられています。また、これ以外の地域についても、北海道公害防止条例による届出が義務付けられているなど、規制基準が遵守されるよう、施設設置や防音対策等についての指導を行っています（資料編Ｐ20 表Ｂ－9）。

②建設作業の規制

騒音規制法･振動規制法では、指定地域内において「特定建設作業」を実施する場合に届出義務を課しており、騒音・振動の大きさや作業時間の規制等が行われています。

また、届出に際しては、規制基準に適合する工法での施工、規制基準の遵守、周辺住民への事前周知などについて、届出者に対して指導を行っています（資料編Ｐ21 表Ｂ－10）。

（5）自動車騒音・道路交通振動の要請限度

市町村長は、指定地域内における自動車騒音が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、北海道公安委員会に対し、道路交通法の規定による車両の通行禁止等の措置を執るよう要請することができ、必要があると認める場合、道路管理者等に対して、道路構造の改善等についての意見を述べることができます。

また、指定地域内における道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、道路交通振動防止のための舗装、維持、修繕の措置を執るよう要請し、または北海道公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行禁止等の措置を執るよう要請することができます（資料編Ｐ22 表Ｂ－11）。

現況

交通量の多い国道 36 号の沿道では、自動車による騒音が発生しており、測定の結果国道 36 号では一時的に環境基準を上回る時間帯も見られました。

課題

騒音による苦情は減少傾向にあります。しかし、自動車による騒音で環境基準を上回ることがあることから、今後も継続的に監視し、対策を講じていく必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

1）自動車騒音の把握と啓発

○自動車交通騒音等測定

主要幹線道路における自動車騒音について、国道 36 号等（5 地点）で騒音測定を実施し、環境基準達成状況の評価を行っています。

令和３年度は、国道 36 号等において、実測結果等を基に環境基準の達成状況についての評価を行い、昼間（午前６時～午後 10 時）で 64～100%、夜間（午後 10 時～午前６時）で 69～100%となりました。

なお、測定の結果、等価騒音レベルにおいて、道央自動車道で自動車騒音の要請限度を超過したため、管理者である NEXCO 東日本へ結果を報告しました。（資料編Ｐ7 表Ａ－3）

○自動車騒音の啓発

自動車運転時の空ぶかしやアイドリングを控えるよう、HP への掲載等周知啓発を行っています。

２）工場・事業場等での騒音・振動防止対策

○騒音・振動の把握と指導

騒音・振動規制法、北海道公害防止条例に基づき、特定施設や特定建設作業の届出により発生源を把握し、指導を実施しています。

３）航空機や生活音などとその他の騒音・振動等防止対策

○自衛隊演習による騒音調査

自衛隊演習による騒音について、市では島松と輪厚の２箇所で防衛省が毎月実施する砲撃音騒音測定の結果等により、実態把握に努めています。

また、自衛隊に対して、演習の際には騒音や苦情等の状況を考慮し、騒音・振動の低減のための措置をとるよう要請しており、苦情等については、その都度申し入れしています。（資料編Ｐ31 表Ｃ－2）

○近隣騒音の防止の周知

飲食店等において深夜に営業を行う場合には、北海道公害防止条例により、周辺への騒音防止義務が課されています。また、苦情等はその都度、現地確認等対応しています。

○低周波音等への情報収集

低周波音等様々な問題について、情報収集に努めています。

５　有害化学物質

（１）ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質です。

平成 12（2000）年 1 月 15 日、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等のために、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等が定められました。

市では、大気・土壌・水質における状況把握のため、平成 11（1999）年度～令和２（2019）年度に、市内各地でダイオキシン類調査を行いました。一般大気においては、環境基準（0.6pg-TEQ/m^3）を下回っており、特に問題となる数値ではありませんでした。

水質及び土壌についても、環境基準（水質：1pg-TEQ/ℓ、土壌：1,000pg-TEQ/g）をともに下回っており、問題となる数値ではありませんでした。（資料編Ｐ８表Ａ－5）

（２）一般農薬

農薬は、農作物の栽培に際し病害虫から農作物を守り、農業生産の安定化等を図る目的で使われていますが、その安全・適正使用は、市民の健康保護や環境保全上、とても重要です。

そのため、農薬の性質や作用、適正な使用方法、危害の防止方法及び保管管理に対する知識を身に付け、事故等を未然に防ぐことが必要になります。

市では、人体や環境に影響を及ぼすことのないよう、北海道農薬安全使用推進方針や北海道農作物病害虫防除基準、除草剤使用基準等に基づき、石狩振興局や石狩農業改良普及センターと連携をとりながら、農薬使用に伴う事故や環境汚染の防止のために指導啓発を行っています。

なお、平成 14 年の農薬取締法改正により、これまで努力規定であった「農薬安全使用基準」に代え、農林水産省・環境省令として「農薬を使用するものが遵守すべき基準」（農薬使用基準）が定められ、違反した場合には罰則が科せられることになりました。

特に遵守すべき事項としては、①農薬容器ラベル表示事項の遵守　②登録農薬、もしくは特定農薬（特定防除資材）の使用　③特定使用者の農薬使用計画書提出義務　④農薬の飛散・揮散防止措置を講ずる義務などがあげられます。

（３）ゴルフ場農薬

ゴルフ場で使用される農薬については、平成２（1990）年 4 月に、北海道が「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」（平成29年４月11日改正）を制定しました。

市では、平成元（1989）年、ゴルフ場農薬が原因とされる事故が発生したことから、翌年４月に「広島町ゴルフ場農薬等安全指導要綱」（平成 17 年３月 31 日改正）を制定し、これに基づき、市内にある 8 か所の各ゴルフ場と環境保全に関する協定を締結し、農薬使用量の低減、低毒性農薬の使用等について指導徹底を図っており、農薬散布状況の確認や水質検査等も行っています。

また、サンパーク札幌ゴルフコースに関しては、農薬を原則として使用しないこととされておりますが、現在のところ芝の雪腐れ病などの対策に農薬以外の有効手段が無いため、事前に市と協議のうえ、グリーン部分に限って農薬を散布しています。

ゴルフ場からの排出水については、平成 29（2017）年３月、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を定め、指針値が設定されています（資料編Ｐ26 表Ｂ－21）。

（4）土壌汚染

土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法が平成15（2003）年２月15日に施行されました。

北海道知事は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。

現在、本市においては、法に基づく形質変更時要届出区域として１箇所が指定されています。

土壌汚染に関しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として環境基準が定められています（資料編Ｐ28表Ｂ－23）。

形質変更時要届出区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合していないが、土壌汚染の摂取経路（地下水等経由摂取・直接摂取）がない区域です。

健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではありませんが、土地の形質変更時には都道府県知事に計画の届出が必要です。

森林伐採・地形改変

森林を伐採する際には、北広島市森林整備計画に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出等を北広島市に提出することとなっており、森林の整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めています。

一定規模以上の土地の造成を行う地形改変については、都市計画法及び土壌汚染対策法に基づき、石狩振興局に届出を提出することとなっており、森林保護への配慮がなされています。

現況

○大気中のダイオキシン類の濃度については、環境基準を満たしています。

○協定に基づいた指導を行うことにより、市やゴルフ場が実施する河川や井戸の水質検査では、良好な結果が維持されています。

○農業においても、農薬使用に関する各種基準に基づき、北海道等と連携をとりながら農薬使用に伴う事故や環境汚染の防止のために指導啓発を行っています。

課題

市民の安全な生活環境を維持するため、引き続き、有害化学物質による汚染状況の監視や汚染防止対策を行うとともに、関連情報の収集・発信を実施していく必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

１）有害化学物質の監視と汚染防止対策

○ダイオキシン類定点測定

大曲地区（国道 36 号）で夏と冬の２回、北海道による大気中のダイオキシン濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認しています。

○ゴルフ場の農薬使用における水質検査

毎年、市内のゴルフ場管理担当者会議を開催して、農薬の安全使用、使用量の削減等について要請しています。

令和３年度は、市内各ゴルフ場の排出水及び河川水（島松川、輪厚川）について農薬検査を行ったところ、その結果、問題がないことを確認しています。（資料編Ｐ９ 表Ａ－6）。

また、事業者も排出水、ゴルフ場内井戸水、ゴルフ場周辺井戸水について自主的に水質検査を行い、水質に問題がないことも確認しています。

○クリーン農業の促進

道央クリーン農業推進協議会において、有機肥料の使用と減農薬の取組について、北海道から認定を受ける「エコファーマー」などの取得を推進しています。（累計１６名）

また、化学肥料・農薬の５割以上の低減をしながら主作物収穫後に緑肥作付をする取組（カバークロップ）や化学肥料・農薬を使用せず有機肥料等を使用する取組（有機農業）等により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業の推進をしています。（有機農業 ４件 854ａ、リビングマルチ１件 70a・堆肥の施用 １件 68a）

２）有害化学物質に関する情報提供

○有害化学物質等に関する情報収集

有害化学物質にかかわる情報や化学物質のリスク等についての情報収集に努めています。

第６章　循環型社会

１　ごみ処理

家庭から排出されるごみは、生ごみ、普通ごみ、危険ごみ、破砕しないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌）、有害ごみに分別し、各自治会等で管理を行っているごみステーションで収集（粗大ごみは戸別収集）され、市内処理施設（クリーンセンター、アクア・バイオマスセンター）で処理しています。

なお、生ごみはアクア・バイオマスセンターで、バイオガス化処理を行っています。

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類など 20 種類のものを産業廃棄物といい、その処理責任は事業者に課せられています。市内で発生した産業廃棄物は、市内外の民間処分場で処分されています。クリーンセンターでも告示で定められた品目に限り、条件付きで受入れできますが、リサイクルできるものについては、分別、資源化しています。

ごみ処理の広域化

令和６年度から千歳市・北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の２市４町で広域によるごみの焼却処理を実施します。焼却施設の稼働に伴い、本市においても「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」などの新たな分別区分に変わる予定です。

２　ごみ減量化・資源化

事業系廃棄物のうち資源ごみについては、平成 6（1994）年度から無料受け入れを実施し、ごみの徹底分別と減量、資源化の意識の高揚を図っています。

平成 12（2000）年度に容器包装に係る分別収集及び再商品化等に関する法律（容器包装リサイクル法）が完全施行されたことに対応し、北広島市でも段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装等の分別収集を実施しています。

また、平成 20（2008）年 10 月からは家庭ごみの有料化を実施し、平成 23（2011）年 4 月からは生ごみの分別を開始するなどごみの排出抑制、資源化の推進を図っています。

今後も、市民･事業者･行政それぞれの責任を明らかにし、資源循環型社会の実現を目指し、一層の減量・資源化に取り組んで行く必要があります。

（1）びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・段ボール・紙パック・新聞紙・雑誌

資源ごみとして分別され、クリーンセンターに集められた廃棄物のうち、びん・缶・ペットボトルは、無色びん、茶色びん、その他の色びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルに分別され、市で再商品化費用を負担するなどしてリサイクルを行なっています。

プラスチック製容器包装・紙製容器包装は、破袋し、圧縮梱包処理後、市で再商品化費用を負担してリサイクルを行なっています。また、段ボール・紙パック、新聞紙、雑誌は有価で引取りを行なう業者に売却しています。（資料編Ｐ33 表Ｄ－2（ア））

（2）鉄くず

粗大ごみとして分別された廃棄物のうち、鉄くずは、有価で引取りを行う業者に売却しています。（資料編Ｐ33 表Ｄ－2（ア））

（3）蛍光管・乾電池

分別収集された蛍光管は、クリーンセンターに設置された蛍光管破砕機で破砕処理後、乾電池と一緒に北見市にある広域回収センターに引き渡しています。広域回収センターでは、蛍光管や乾電池本体のガラスはガラスに、鉄分は鉄くずに再利用し、また、水銀は再度水銀として、亜鉛、マンガン等は電子部品等にリサイクルしています。（資料編Ｐ33 表Ｄ－2（イ））

（4）生ごみ

生ごみ用指定ごみ袋で収集された生ごみは、アクア・バイオマスセンターに併設されたバイオガス化処理施設に搬入しています。

ここで、発酵処理された生ごみは、乾燥汚泥肥料として農地還元しています。

処理の過程で発生するメタンガス等のバイオガスは、施設の乾燥機や暖房機の燃料として利用しています。

（5）廃食用油

市内５箇所にある回収ボックスで回収された廃食用油は、事業者が回収し、処理施設へ搬入しています。回収された廃食用油は、暖房用燃料等に再生し、利用しています。（資料編Ｐ33 表Ｄ－2（ア））

（6）小型家電

市内７箇所に設置した小型家電回収ボックス（30cm×30cm の投入口）により、ご家庭で不要になった小型家電を無料で回収しています。回収された小型家電は、認定事業者に引き渡され、有用金属（レアメタル）の回収が行われています。（資料編Ｐ34 表Ｄ－2（エ））

（7）古着・古布

ごみ減量、リサイクルの推進のため、古着、古布を回収する回収拠点を市内 10 箇所に設置しています。回収した古着・古布は海外に輸出し、再利用されています。（資料編Ｐ34 表Ｄ－2（ウ））

（8）ミックスペーパー

平成 29 年 11 月から、市内 11 箇所にある回収ボックスでこれまで普通ごみとして出していた雑紙類を資源として回収しています。市内 12 箇所で配布している専用紙袋にいれることで無料で排出することができます。回収されたミックスペーパーはトイレットペーパーやティッシュ等として再利用されます。（資料編 P34 表D-2（オ））

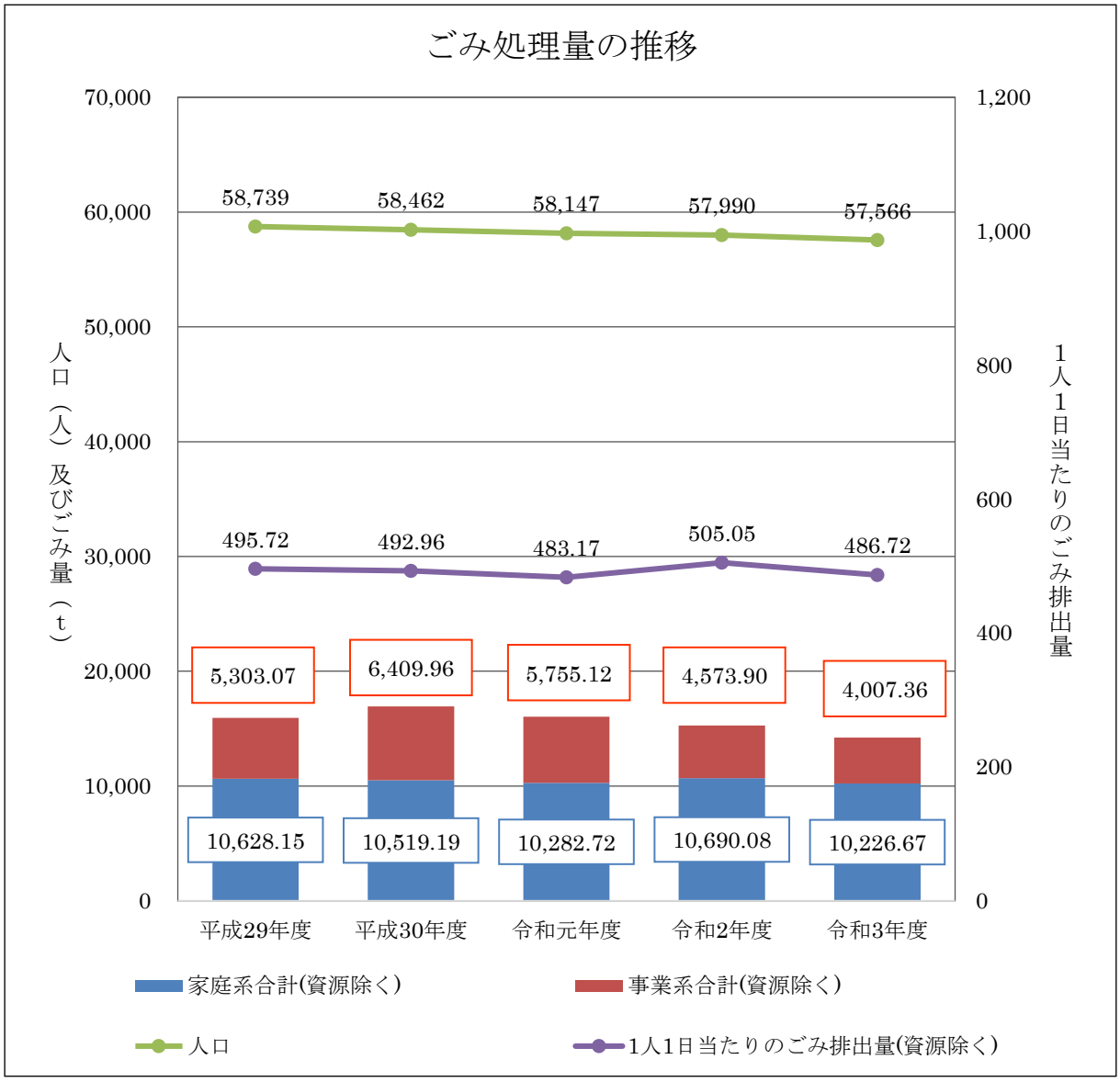

図９－１　ごみ処理の推移

３　ごみの状況と施策の取組状況

現況

１人１日あたりごみ排出量（資源除く）は、令和３年度は 486.72ｇ／人日となっており、リサイクル率は、令和２年度で 22.6%となっています。

また、粗大ごみや廃家電などを不法に投棄することは、法律に基づき禁止されていますが、不法投棄は後を絶たない状況です。対策としてパトロール員が監視や対応を行っており、令和３年度は 70.18t を回収しました。

課題

ごみの発生を抑制するため、市民、事業者、市での周知啓発により一層力を入れ、連携して引き続き3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進していくことが重要です。

また、最終処分場の延命が必要です。

令和３年度の環境施策の取組状況

■■■■■　①3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進　■■■■■

1）ごみの減量化

○バイオガス化処理の推進

市民への啓発や事業者への協力要請を進め、生ごみのバイオガス化処理を推進しています。（R3 実績：1570.1 トン）

○生ごみの自家処理の推進

ごみの減量化促進のため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入助成（R3 助成数：48 個）及び電動生ごみ処理機の購入助成を行っています。（R3 助成数：10 台）

○ごみ減量化・分別方法の周知

分別方法やごみ減量化に関するパンフレット（クリーンタウンきたひろしま）を配布しています。問い合わせの多い内容については更新時に拡充しています。

○「ごみを出さない生活（リデュース）」についての啓発

市民団体と協働し、生ごみの減量化・堆肥化の普及をはじめ資源の有効利用を図るための学習会を開催してごみの減量啓発を図っています。（R3 実績：コンポストを使った講習会や段ボールによる堆肥化講習会等での講習 22 回開催（計 95 名）、環境教育講習会 3/20（28 名））

また、ごみに関する情報発信を行うため、月に１度「き・た・ひ・ろごみ通信」を発行し、町内会回覧やホームページへの掲載による周知・啓発を行っています。

○プラスチックごみの削減についての啓発

市では、プラスチックごみの削減のため、プラスチック製容器包装の分別促進やマイバック等の持参について、出前講座や「きたひろごみ通信」を通した啓発をしています。

○事業者に対するごみの減量に関しての啓発

事業活動に伴って出るごみの処理につきまして、HP 等に掲載し啓発しています。

○ごみの減量化の取組の検証・評価

本市におけるごみ処理・生活排水処理の課題の解決や循環型社会の形成等を目指すため、基本方針や施策・施設整備等について定めた北広島市一般廃棄物処理基本計画を策定しています。海洋プラスチック、食品ロスといった新たな課題に対する国の方向性にも配慮するため、令和３年３月に改定するなど、社会情勢に応じて見直しを実施しています。

2）リユース、リサイクル（再利用・再資源化）の推進

○再利用品の使用推進

公共施設での再利用品を率先して使用し、市民・事業者への周知啓発を進めます。

○市役所内のリサイクル推進

ごみの分別を徹底し、ミックスペーパーや使用済みの紙を回収して再生紙等へのリサイクルやトナーカートリッジの一括管理によるリサイクルの推進等様々なリサイクル推進を行っています。

○びん・缶・ペットボトル等の資源化の促進

資源ごみの分別を徹底し、資源化に取り組んでいます。

（R3 実績～紙製容器包装：166 トン、プラスチック製容器包装：618 トン、びん：169 トン、スチール缶：44 トン、アルミ缶：71 トン、ペットボトル：203 トン、紙パック：14 トン、段ボール：254 トン、新聞紙：37 トン、雑誌：33 トン）

○廃食用油、古着・古布、小型家電、ミックスペーパーの回収

市内の拠点で回収を行い、リユース・リサイクルを推進しています。

（R3 実績～廃食用油（市内５箇所）：4,104ℓ、古着・古布（市内 10 箇所）：53,870 ㎏、小型家電（市内７箇所）：48,155 ㎏、雑紙類（市内９箇所）：202,781 ㎏）

○集団資源回収の促進

自治会、子ども会などに助成金を交付し、資源ごみの分別を促進しました。（R3 実績～122 実施団体数：新聞紙 1,126 トン、雑誌 157 トン、段ボール 430 トン、紙パック 17 トン、雑紙 0.9 トン、びん６トン、アルミ缶 27 トン、スチール缶３トン、くず鉄 20 トン、布 10 トン、その他 0.6 トン）

○粗大ごみの再利用（リユース）の推進

家庭から提供される粗大ごみを回収、修理をし、広葉交流センター（いこ～よ）に展示し、定期的に抽選販売しています。（R3 実績：160 台）

○事業者に対するリサイクルの啓発

最終処分場やリサイクルセンターで、希望する団体などの見学の受け入れを随時行っています。（R3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受け入れ中止）

○リユース品の利用促進

随時、市内の団体などのフリーマーケットの開催への協力を行っています。（R3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

○生ごみの再資源化の推進

アクア・バイオマスセンターでは、下水浄化のみに留まらず、生ごみやし尿・浄化槽汚泥を取り込み、水資源・バイオマス資源の再生を推進しています。また、下水汚泥・生ごみ・し尿浄化槽汚泥の混合処理によって、昭和 63 年から作られ続けている、顆粒状で使いやすい有機肥料「あしるのめぐみ」を作成、販売しています。（R3 実績：8,644 袋販売）

○クリーン農業の促進

エコファーマーの取得を推進する中で、堆肥などの有機質資材の施用として、水田農家の稲わらのすきこみや畑への牛糞堆肥の施用などの取り組みを推進しています。（R3 実績：累計 16 名）

3）マイクロプラスチックを含む海洋を汚染するプラスチックごみ対策の推進

○海洋プラスチック問題についての啓発

世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推定され、地球規模での環境汚染として大きな問題となっていることから、プラスチックごみの排出抑制や分別の徹底や対策を啓発しています。

○市の指定ごみ袋の検討

ごみ袋の素材については、一部現在もバイオマスプラスチックを使用していますが、使用割合の変更等について検討しています。

○プラスチックごみの削減についての啓発（再掲 P34）

4）食品ロスの削減

○食品ロス削減に関する周知啓発

食品ロスを削減するため、平成 28 年度から「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、HP への掲載等市民及び飲食店等の事業者への周知啓発を行っています。

○小学生への食品ロス問題に関する講座

地産地消や省エネ、食品ロス削減のため、北広島消費者協会に講師を依頼し、小学校においてエコクッキングを行っています。（R3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

■■■■■　②ごみの適正処理　■■■■■

1）廃棄物処理施設の整備

○最終処分場の延命化と新たな処分場

平成 27 年度から使用している第６期最終処分場は埋立予定期間を 10 年間としていましたが、計画量を超える量のごみが排出されているため、令和５年度には埋立が終了する見込みです。

令和６年度から広域での焼却処理が開始する等、最終処分場を取り巻く環境が大きく変化しており、道央廃棄物処理組合での広域の最終処分場の整備の検討を含めた、新たな処分場の整備や、既存の最終処分場の嵩上げなどを行っています。

○ごみの減量化の取組の検証・評価（再掲 P34）

2）環境美化と適正処理の推進

○不法投棄の監視パトロールの実施

不法投棄対策のため、パトロール員が不法投棄の監視や対応を行っています。

○ごみステーションの管理適正化について

ごみの適正排出による収集効率の向上と、ごみステーションの衛生的な管理を図るため、町内会等にごみステーションの整備に係る費用の一部を補助しています。

また、ごみステーションを管理する町内会等からの適正排出についての報告書等を基にして、朝のごみ出しの時間帯に分別状況の悪いごみステーションにおいて、適正な分別やルールの確認等の啓発活動を行っています。

○野外焼却禁止の啓発（再掲 P15）

３）ストックの維持管理・有効活用

○公共施設の計画的な維持管理の推進

北広島市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進しています。

○ゼロ・エネルギー住宅の普及への支援（再掲 P15）

不法投棄と環境汚染

廃棄物を不法投棄すると、廃棄物に含まれる有害物質（水銀や鉛等の重金属等）が雨水等で土壌に浸透した結果、土壌や地下水が汚染されるといった環境汚染が引き起こされます。

また、道路・公園・河川・空き地・森林等へみだりに廃棄物を捨てると不法投棄となり、犯罪行為ですので、決められたルールに従って処理しましょう。

第７章　自然共生社会

１　森林・河川等の保全

北広島市の多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全するために、特定地域における人間活動をある程度制限したり、優れた環境であることを明示して保護意識の醸成を図っています。

保護地区等一覧（詳細は資料編 P.38）

- 鳥獣保護区
- 特別保護区
- 環境緑地保護地区
- 学術自然保護地区
- 緑保全地区
- 道立自然公園指定区域

特別天然記念物　野幌原始林

大正 10 年、旧農林省北海道林業試験場の試験林のうち、原生状態を比較的保持していた合計 320.5 ha が、日本北部の代表的原始林であり「原始林稀有の林相に該当し、保存の要あり」との理由から、「史跡天然記念物野幌原始林」に指定されました。

指定当時は、針葉樹 57 %、広葉樹 43 %、針葉樹はほとんどがトドマツで、わずかにエゾマツ、イチイを含んでいました。第２次世界大戦の末期には攪乱により姿を消した地域もありましたが、文化財保護法に基づき、昭和 29 年には、トドマツが消失した部分も含めて、特別天然記念物に指定されました。

その後、台風等の被害により昭和 34 年及び 37 年に特別天然記念物の大半が指定を解除されましたが、良好な植生が残存する北広島市側の約 41.7 ha の区域（国有林 59、60、63 林班の一部）については現在も特別天然記念物として継続指定されています（＝既指定地）。また、令和元年度には、過去に伐採履歴があるものの、遷移の進行に伴って野幌原始林の様相を取り戻すことが期待されると認められた約 20.2 ha の区域（市有林 4、6、7 林班等）が新たに追加指定されました（＝追加指定地）。これにより特別天然記念物の総面積は 61.9 ha となりました。（資料編 P38 図 D－２）

２　野生生物

（１）生息・生育する野生生物

本市は、哺乳類 24 種（うちレッドリスト掲載種７種）、鳥類 222 種（うちレッドリスト掲載種 43 種）、爬虫類６種、両生類５種（うちレッドリスト掲載種２種）、魚類 33 種（うちレッドリスト掲載種 20 種）、昆虫 2,028 種（うちレッドリスト掲載種 39 種）、その他の動物４種（うちレッドリスト掲載種１種）、植物 904 種（うちレッドリスト掲載種 46 種）が確認されています。（資料編 P36 表 E－1）

（２）外来生物

北海道には、自然分布していなかった外来生物が動物 22 種、植物 168 種生息・生育していることが確認されています。

とりわけ、アライグマについては、繁殖力が強く、年々個体数が増加しており、希少な野生動植物への食害や駆逐、農業被害等の増加が懸念されていることから、箱わなを設置し、捕獲するなど防除に努めています。（資料編 P38 表 E－2）

３　公園・緑地

北広島市緑の基本計画に基づき、公園緑地の整備が進められ、令和３年度末現在、225 箇所、248.11ha の都市公園が供用されています。

市民１人当たりの都市公園面積は 43.1 ㎡で、全国平均の約 3.5 倍、全道平均の約 1.1 倍の面積となっていることに加え、野生動植物が観察できる広場や散策路が市内各地に整備されています。

広場や散策路一覧（詳細は資料編 P.42）
- 学習の森
- 水辺の広場
- 南の里緑地散策路
- 北広島レクリエーションの森　など

３　自然の状況と施策の取組状況

現況

森林の面積は、市の面積の約１/３を占めており、令和３年度時点で、国有林が 644ha、それ以外の公有林と私有林が 3,682ha の計 4,326ha となっています。

課題

貴重な植生や野生生物の生息・生育環境を適切に維持できるよう、情報の収集や蓄積などの状況把握を引き続き行うことや増加する鳥獣被害対策が求められます。

また、景観づくりに対する意識の低下や、事業者による太陽光発電施設の設置などの動きが出てきたことから、対策が求められます。

■■■■■　①森林・河川等の保全　■■■■■

１）豊かな森林・河川環境の保全

○市有林の保全と維持管理

市有林の巡視を行うとともに、北広島市仁別地区の森林整備（苗木の補植）を実施しています。

○森林整備の促進

民有林所有者に向けて「北広島市森林整備計画」などの情報を市のホームページに掲載しています。

○森林ボランティアによる森林整備

森林ボランティアにより市有林における森林整備活動を継続して実施しています。

○森林整備への支援

富ヶ岡市有林における森林整備活動を支援するため、森林ボランティア団体にチェンソーや刈払機などの機材を貸し出ししています。

○森林の保全

緑の骨格となるまとまった森林として、市域中央に特別天然記念物野幌原始林を含む国有林があり、環境緑地保護地区などの保全区域が市内に点在しています。

良好な自然環境を有する森林などについては、その保全を目的として鳥獣保護区や環境緑地保護地区などに指定され、立木の伐採など自然を損なう一定の行為が規制されています。

○森林環境譲与税を活用した森林整備の実施

市内民有林のうち森林施業の可能性がある林分を抽出して、概況調査および標準地調査を実施しました。

○河川空間の清掃等の実施

石狩川振興財団が実施している石狩川クリーンアップ作戦に参加しています。R3 年度は 7/14 に市職員等による輪厚川のごみ拾い清掃を行っています。

○自然環境に配慮した河川改修

河川については、多自然型工法を採用するなど自然環境や野生生物の生息に配慮した改修に努めます。

○河川への油類の流出防止

市内での油漏れが発生した際、速やかに近隣の河川を現地確認し、河川管理に努めています。

○規制のない開発に係るガイドラインの作成

条例等に規制のないさまざまな開発に対し、景観や動植物の生息・生育環境に配慮した開発となるためのガイドラインの作成について情報収集を行っています。

2）地域の動植物との共存

○動植物データの収集

多様な動植物の生息・生育環境の保全・管理を行っていくためにも、適宜動植物調査等を行っています。（近年の調査年度　H30～きたひろしま総合運動公園外環境調査委託）

○アライグマ等捕獲事業

特定外来生物であるアライグマ、アメリカミンクの防除を箱わなにより実施しています。(R3 実績：アライグマ　209 頭）

○エゾシカ被害防止対策

急激に個体数が増加したエゾシカの適正管理及び農作物被害に対応するため、地元猟友会による駆除やくくりわなによる捕獲を実施し、また、電気牧柵の設置費助成を実施しています。（R3 実績：駆除頭数オス 95 頭、メス 114 頭、計 209 頭）

○野生動物への餌付け防止対策

カラスやキツネへの餌付け防止につきまして、HP にて周知しているほか、苦情があった際に餌付け防止の文章を町内会に配布する等の対策を行っています。

■■■■■　②緑化の推進、公園・緑地の確保と維持管理　■■■■■

1）公園・緑地の整備と維持管理

○市民参画による公園の計画

住民の希望する遊具を聴取するためアンケート調査などを実施し、公園施設の改修を実施しました。また、輪厚川と親しむ会の協力のもと、輪厚川周辺の草刈りや花壇整備、清掃を実施することにより、市民に親しまれる憩いの場（親水空間）づくりを進めています。

○市民と協力した公園・緑地の維持管理

公園に愛着を持ってもらい地域の親睦を深めることを目的に、市民が身近な公園等をボランティアで管理する制度を実施しています。

２）街路樹の整備と維持管理

○街路樹の整備と維持管理

街路樹の空き植樹桝に補植をしています。（R3 実績：９箇所）

また、道路環境整備事業により街路樹の剪定、落葉清掃等を実施しています。

３）緑化の推進

○市有施設と公園の緑化推進

緑化推進委員会に交付金を交付し、緑化推進委員会で小規模緑化事業を実施しています。

○市民参加による植樹の実施

公共施設などで、市民と協働で植樹を実施しています。

○事業者による事業区域の緑化推進

緑のまちづくり条例に基づく緑化計画協議を実施し、事業者による事業区域の緑化を推進しています。

○緑と花のあるまちづくりの推進

地域の環境整備として、北広島市緑化推進委員会による公共施設等への花苗・球根・肥料等の配布を行っています。R３年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため事業を縮小しました。

４）農地の保全

○農地・農業資源の維持

農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を推進しています。

○環境保全型農業の推進

農業の持つ物質循環機能を生かして、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料や農薬の使用を軽減するなど、環境負荷に配慮した持続可能な農業について推進しています。

○農業用排水機場や排水路の整備

市が管理する農業用排水機場の整備や農業用排水路の草刈り、床浚いを行うことで、病害虫の発生を抑えるほか、流下断面を確保し、水害の予防を図っています。

■■■■■　③自然や農とのふれあいの増進　■■■■■

1）自然とのふれあいの場の確保

○レクの森・自然の森キャンプ場の維持管理

市民が自然とふれあえる場を確保するため、管理運営しています。また、レクの森では、林間学園において、図鑑での調べものなどができます。

R3 実績：

・5/1～9/30　自然の森キャンプ場利用者数 3,089 人（日帰り 1,435 人宿泊 1,654 人）

・4/24～10/31　林間学園・レクの森利用者数 7,990 人

○自然体験講座の実施

身近な自然に触れる機会として、市民を対象とした自然観察会を毎年市内の森林等で開催しています。

散策路などを歩き、様々な鳥類の姿や鳴き声が確認できます。（R3 実績：春～中止　冬～2/19 開催　10 人）

また、小中学校を対象とした自然観察会を市内の森林等で開催し、色々な動植物を観察しています。（R3 実績：5/13 開催　西の里小中学校陽香分校　6 人）

○環境パンフレットの作成

こどもの北広島かんきょうや、子供の北広島のかんきょうマップなどを作成しています。

2）農とのふれあいの場の確保

○市民農園や体験農園の情報提供

きたひろしま交流農園マップを広く周知することにより、市民農園や体験農園、農産物直売所などの交流施設について周知を行っています。

○農業の魅力や価値の発信

北広島市グリーン・ツーリズム協議会等の関係団体と連携して、グリーンツーリズム等の推進を図っています。

■■■■■　④地域に根ざした景観、歴史的環境の保全　■■■■■

1）魅力的な景観の保全と形成

○景観づくりの意識啓発

緑と花のある美しいまちづくりを市民とともに推進するため、花のまちコンクールおよび、オープンガーデン見学会等を開催しています。（R3は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止）

○景観の確保

魅力ある都市景観づくりを進め、快適で美しい街並みの形成と維持を図るため、違反広告物の簡易除却を実施しています。（R3 実績：実施回数２回）

○規制のない開発に係るガイドラインの作成（再掲P40）

2）歴史的文化遺産の保全と活用

○史跡公園など周辺地域の整備

現存する北海道最古の駅逓所として、保存・維持管理を行い、一般公開しています。

○文化財・郷土資料の情報発信や郷土学習の実施

エコミュージアム構想の推進にあたり、拠点施設「知新の駅」の機能を発揮しながら、北広島の各地域にある遺産（自然・歴史等）を知る機会として、常設展、企画展及び特別展のほか体験学習や講座を行っています。

- 発見の小径を歩く
- 「東部地区のサテライト展～魅力ある自然や歴史を発信～」など
- まちを好きになる市民大学

○野幌原始林の保全

北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会を設置し、指定地の保存と活用について、検討を進めています。令和元年には、特別天然記念物野幌原始林に 20.23 ヘクタールが追加指定され、既指定分の 41.70 ヘクタールと合わせ、指定地の面積が約 62 ヘクタールとなりました。

第８章　地球環境

積極的に環境負荷を低減し、地球にやさしいまち

１　温暖化対策

北広島市の温暖化対策状況

北広島市域の温室効果ガス排出量は、基準年である平成 25 年度以降、増減を繰り返し平成 30 年度は 689 千 tCO2 と基準年から９千 tCO2 減少しており、このまま進むと令和 12 年度で 633 千 tCO2 になることが見込まれています。

平成 28 年 5 月に国の削減目標として、温室効果ガス排出量を 2030 年度において、2013 年度（平成 25 年度）比 26.0%減の水準にすることが定められました。市では国の削減目標に準じて目標を定めておりましたが、令和３年度に国の「地球温暖化対策計画」が改訂され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として 2030 年度において、温室効果ガスの排出量を 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されています。

それに合わせて、市の第３次環境基本計画の目標値等の改訂作業を進めています。

令和元年のアンケート結果より、「地球温暖化防止のための対策」、「省エネルギー対策」は重点改善項目（市民の満足度が低く重要度が高い）のため、上記２つに対する取組が重要です。

実施した取組は啓発や補助金が中心で、「環境ひろば」や、「出前講座」などのなかで地球温暖化問題を扱ってきたほか、市HPや広報、パンフレットなどで省エネ情報の提供を行ったり、家庭への太陽光及び省エネ機器の設置への補助を行っています。今後は、目標達成のため、ゼロ・エネルギー住宅（ZEH）やゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進等によるエネルギー削減に加えて、様々な再生可能エネルギーの導入を促進するため、検討を重ねています。

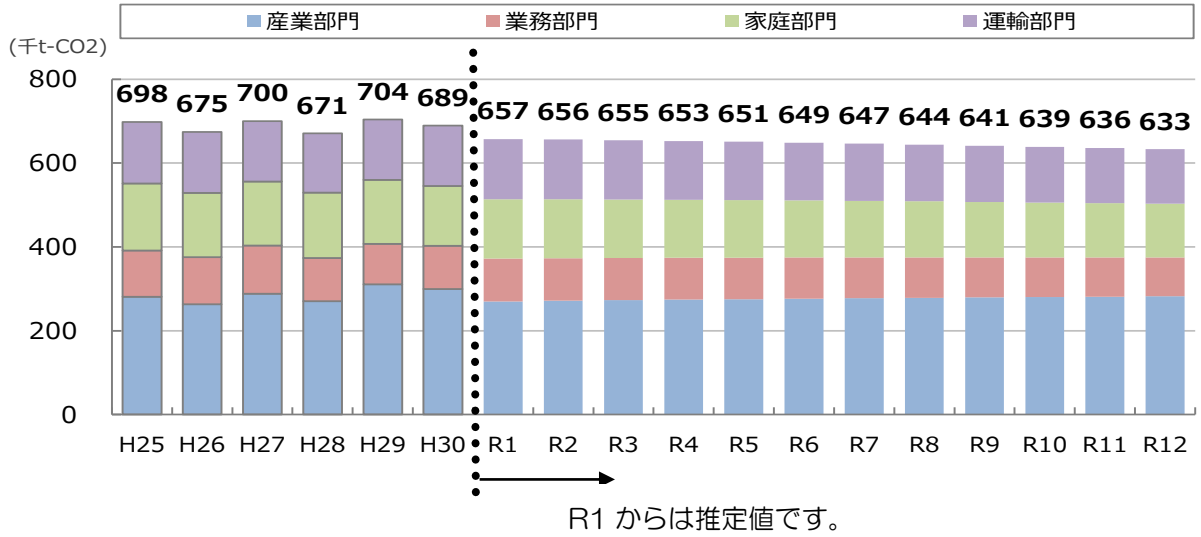

図8－１　温室効果ガス排出量の推移

２　北広島市役所の温暖化対策

（１）北広島市役所事務事業　第５次地球温暖化対策実行計画

平成 10 年度から市では「北広島市環境保全に向けた率先実行計画」を策定し、省エネルギー対策に取り組んできました。

平成 11 年より施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、国、都道府県及び市町村に対して、事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定、公表するとともに、その実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）を公表するよう求めています。

これに伴い北広島市では、平成 12 年度に策定した『改訂版　北広島市環境保全に向けた率先実行計画』に基づき、平成８（1996）年度を基準年度とし、平成 16（2004）年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度比で６ %削減させることを目標として率先行動を実践し、平成 13 年度、平成 15 年度には、削減目標数値を達成しましたが、IT 化の推進によるパソコン設置台数の増加や人口増加に伴うごみ量の増加により、平成 16 年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）は、基準年度比で 4.4%の減にとどまり、削減目標を達成することができませんでした。

平成 17 年度からは『市役所事務事業に於ける第２次地球温暖化対策推進実行計画』を策定し、基準年度を平成 16（2004）年度とし、平成 17（2005）年度から平成 22（2010）年度までの 6 年間で、各年度における温室効果ガスの排出量を基準年度実績に対し 1 %以上削減することを目標としたもので、平成 22 年度の排出量は基準年度比で 21.6 %の減となっています。

また、平成 23 年度からは『北広島市役所事務事業第 3 次地球温暖化対策実行計画』により、省エネルギー対策の推進に取り組みました。

基準年度を平成 21（2009）年度とし、平成 23（2011)年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間で、温室効果ガス排出量を基準年度の実績に対し 5 %削減することを目標としましたが、排出量算出のために法令で定める係数が変更されたことなどから、平成 27 年度の排出量は基準年度比で 2.1 %の増となり、削減目標を達成することができませんでした。

平成 28（2016）年度からは『北広島市役所事務事業第 4 次地球温暖化対策実行計画』に基づき、当初、基準年度を平成 26（2014）年度とし、平成 28 年度から令和２（2020）年度までの５年間で、温室効果ガスの排出量を基準年度実績に対して 2.7%削減することを目標としていましたが、平成 29 年５月に市役所が新庁舎になり、基準年度の排出量と比較することが難しい状況となったことから、基準年度を新庁舎供用後の平成 30 年度に変更し、削減目標を令和２年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度実績に対して 1.6 %削減することを新たに目標としました。しかし、メタンの発生原因となる廃棄物の埋立処分量増加のため、令和２年度の排出量は基準年度比で 14.5%の増となり、-1.6 %の削減目標を達成することができませんでした。

現在は『北広島市役所事務事業第 4 次地球温暖化対策実行計画』に続く計画として、『北広島市役所事務事業第５次地球温暖化対策実行計画』に基づき、公共施設のより一層の省エネルギー対策に取り組んでいます。

この計画では令和 12（2030）年度までに削減対象施設における市の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量を平成 25 （2013）年度実績に対して 79.2%削減することを目標としています。

（2）令和３年度 温室効果ガスの排出量及び目標達成状況

令和３年度の実績数値を基に、各施設における事務事業に伴い排出された各々の温室効果ガスの排出量を二酸化炭素の排出量に換算すると、全施設での合計は 23,905ｔとなっています（表８－1）。

また、第５次地球温暖化対策実行計画の対象となっている施設での温室効果ガス排出量の合計は 19,787ｔとなり、基準年度比で-16.1%となりました（図８－1）。理由としては、後述する廃棄物埋立処分量の集計範囲の拡大が原因です。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、全施設・対象施設のいずれも高い寄与率を示しているメタンを削減することが重要です（表８－1）。当市役所の事務事業で排出されるメタンの多くは廃棄物の埋立処分が排出原因となっています。つまり、廃棄物の埋立処分量を減らし、それに伴うメタンの排出量を減らすことが、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果をもたらします。

令和３年度の温室効果ガスの計算上の廃棄物埋立処分量は、基準年度比で-19.6 %となっており、徐々にではありますが減少しています。

今後もより一層のごみの減量・資源化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減していきます。

表８－1　令和３年度温室効果ガスの排出量と寄与率（全施設・対象施設）

温室効果ガスの種類	全施設(トン)	寄与率(%)	対象施設（トン）	寄与率(%)
二酸化炭素（CO_2）	10,271	43.0	6,155	31.1
メタン（CH_4）	13,287	55.6	13,287	67.1
一酸化二窒素（N_2O）	347	1.4	345	1.7
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.62	0.007	1.06	0.005
合　　計	23,907	100.0	19,787	100.0

備考　1　二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量は、それぞれ二酸化炭素に換算した場合の排出量です。
　　2　第５次地球温暖化対策実行計画の「対象施設」における温室効果ガス排出量削減目標値：18,678　t
　　※端数処理の関係上、合計と一致しないことがある。

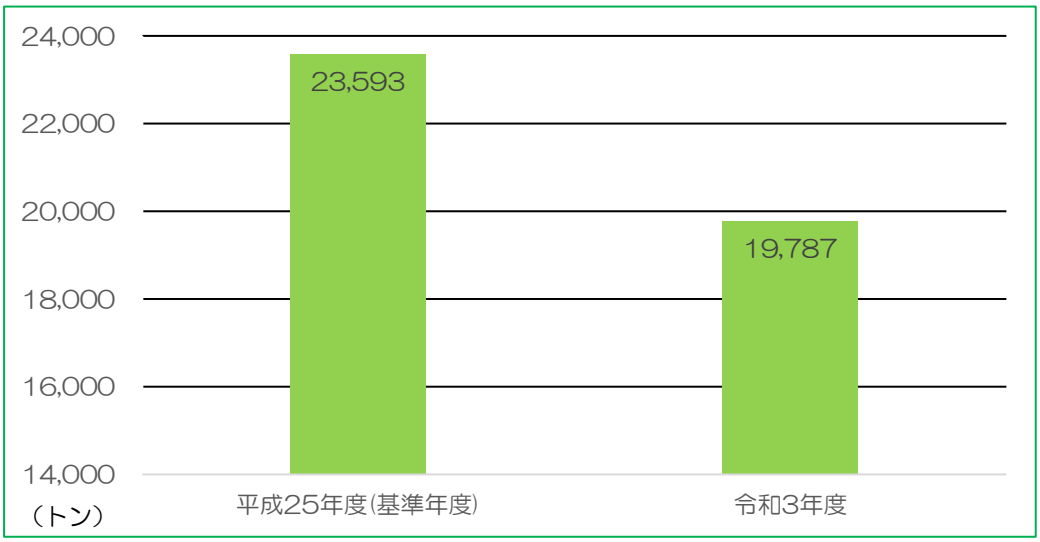

図８－２　対象施設における温室効果ガス排出量の基準年度との比較

（3）省エネ対策等に関する調査結果

市では、省エネ対策の取組状況及び省エネ対策の問題点に関する調査を平成 16 年度より実施していますが、平成 20 年度からは、環境に配慮した行動に組織的に取り組むため、全庁的に環境マネジメントシステムの運用を開始しています。

令和３年度（令和３年４月～令和４年３月）の実施状況については、高い意識での活動が実施され、すべての項目で目標値を達成しました（表８−2）。

今後についても、さらに職員の環境意識を高め、環境配慮活動の取組みを推進していきます。

表８−2　環境配慮活動の実施状況（全庁平均実行率）

	達成目標	令和３年度
電気使用量の削減	90 %	98.4 %
燃料使用量の削減	90 %	99.0 %
省資源・リサイクルの取組	90 %	97.4 %
環境活動全体の実行状況	90 %	98.3 %

令和３年度のエネルギー使用量については、全公共施設において使用した電力量等の令和３年度実績及び基準年度（平成２５年度）との比較は表８－３のとおりです。
また、実行計画における削減目標の対象施設における実績比較については、表８－４のとおりです。

表８—３　電力量等の令和３年度実績及び平成２５年度（基準年度）との比較【全施設】

		平成 25 年度	令和３年度	増減率（%）
電力量	（kWh）	10,406,397	10,576,249	1.6
灯油	（リットル）	330,649	207,978	-37.1
重油	（リットル）	1,059,469	904,412	-14.6
ガソリン	（リットル）	57,150	46,953	-17.8
軽油	（リットル）	102,279	104,655	2.3
LPG	（㎥）	84,418	86,616	2.6

表８－４　電力量等の令和３年度実績及び平成２５年度（基準年度）との比較【計画の対象施設】

		平成 25 年度	令和３年度	増減率（%）	削減率（%）
電力量	（kWh）	5,292,077	5,339,192	0.9	-1.5
灯油	（リットル）	170,575	128,903	-24.4	
重油	（リットル）	844,220	749,982	-11.1	
ガソリン	（リットル）	36,308	27,705	-23.7	
軽油	（リットル）	20,808	18,382	-11.7	
LPG	（㎥）	68,655	73,302	6.7	

全施設では、電力量・軽油・LPG が基準年度と比較して使用量が増えています。（表８－３）

対象施設では、灯油、重油、ガソリン、軽油で削減を達成していますが、電力、LPG の項目において削減することができませんでした。（表８－４）

平成 29 年度に新庁舎が建設され、市庁舎の施設の規模や機能などの状況が基準年度より大幅に変更されているため単純に比較ができませんが、全体で-1.5%の使用量が削減されています。

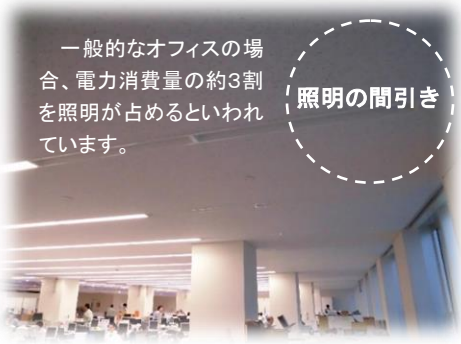

３　温暖化対策の状況と施策の取組状況

現況

市域の温室効果ガス排出量は、基準年である平成 25 年度以降、増減を繰り返し平成 30 年度は 689 千 tCO_2 と基準年から９千 tCO_2 減少しており、このまま進む（現状趨勢）と令和 12 年度で 633 千 tCO_2 になることが見込まれます。

また、市の事務事業については、省エネルギー化と職員の環境活動の実践を進め、環境マネジメントシステムを構築し、温室効果ガス排出量の削減に一定程度の効果を上げています。

課題

温室効果ガス排出量は、国の削減目標に準じて、家庭や事業者における自家消費を主とした適正規模の太陽光発電などの普及や次世代エネルギーの活用等の削減に向けた対策を一層強化することが求められます。

また、気候変動によりさまざまな影響が出ることが予測されており、対策を行っていくことが求められます。

令和３年度の環境施策の取組状況

■■■■■　①地球温暖化対策の推進　■■■■■

１）計画的な温暖化対策の推進

○市役所での地球温暖化対策

「市役所事務事業における第４次地球温暖化対策推進実行計画」に基づき取組を進めており、環境マネジメントシステムの運用や、省エネルギーの推進に取り組んでいます。

令和３年度は、前年度と同様に引き続き、節電について重点的に取り組みました。

さらに、北広島市環境配慮物品購入指針に基づき、環境物品等の購入に努めています。

2）身近な温暖化対策の推進

○地球温暖化についての啓発

温暖化による影響などについて、市のホームページや広報、北広島のかんきょう等で周知啓発を行っているほか、市、市民団体、事業者が連携し、環境ひろばやその他のイベントを通じて啓発や情報提供を行っています。

○省エネ行動の啓発

省エネ行動や節水、ごみを減らす暮らしなどについて、広報・HP への掲載やパンフレット等を通して啓発に努めています。

○エコドライブの啓発

アイドリングストップ等、エコドライブの推進を呼びかけ、排気ガスによる大気汚染の防止行動を啓発しています。

○若年層に対する啓発

市の環境の概要をまとめた「北広島のかんきょう」を作成し、学校や公共施設に配布しています。

また、子ども向けの環境小冊子「こどもの北広島のかんきょう」を配布しています。

○省エネルギー設備に関する周知啓発

省エネルギー設備に関する情報の周知啓発を行っています。

○環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）の育成

HP への掲載等周知啓発を行っています。

○次世代自動車等の導入促進（再掲 P14）

○地産地消の促進

例年、食農教室を年に２回（夏季・冬季）開催しているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 3 年度（2021 年）食農教室は開催できなかったため、「地産地消」みんなのおいしい「きたひろレシピ」を作成し、小・中学生に配布しました。

○農業の魅力や価値の発信（再掲 P43）

３）事業活動における温暖化対策の推進

○環境マネジメントシステムの導入に向けた啓発

事業者による環境に配慮した事業活動を推進するため、環境マネジメントシステムについて、HP へ掲載しています。

○温暖化をテーマとした情報発信

省エネルギーや温暖化に関する、北広島市の地球温暖化対策の推進についての講座を実施しています。

○環境配慮活動の周知啓発

事業者による環境に配慮した事業活動を推進するため、市が率先して環境配慮活動に取り組み、活動結果を公表しています。

４）省エネルギーの促進

○省エネ機器の導入支援

一般住宅への省エネルギーシステム設置に対して補助しています。（R3 実績：省エネ補助件数：19 件）

○街路灯設置、管理への補助

街路灯を設置し、管理する自治会等の団体に対して補助しています。（R3 実績：ＬＥＤ灯設置費補助件数：２５件）

○各施設等での省エネ設備導入

各公共施設での新築や改修にあたっては、環境負荷に配慮し、省エネ型の照明や太陽光発電設備等の導入について推進しています。（R3 実績：新築・改修：０件）

○市有施設等の照明の LED 化の推進

地球温暖化対策やカーボンニュートラルの一環として、道路照明灯の老朽化による更新・改修の際には、ＬＥＤ化を推進しています。（R3 実績：94 灯）

5）再生可能エネルギー・次世代エネルギーの活用

○再生可能エネルギー等の導入支援と情報提供

一般住宅への太陽光発電・省エネルギーシステム設置に対して補助しています。また、地中熱等の未利用エネルギーに対する国の支援策等の情報提供及び活用についての周知啓発を行っていいます。

○蓄電池の導入支援策の検討

ゼロ・エネルギー住宅普及に向け家庭用蓄電池に対して補助金を検討しており、令和４年度に導入予定です。

○生ごみ及びし尿・浄化槽汚泥のバイオガス化

アクア・バイオマスセンターでは、市内で発生した一般廃棄物の生ごみと１市３町（北広島市、長沼町、南幌町、由仁町）で収集したし尿・浄化槽汚泥を下水汚泥と混ぜ消化させ、発生するバイオガスを燃料として活用しています。（R3 実績：生ごみ受入量：1,863.63 トン、し尿・浄化槽受入量：10,090.86 トン）

○廃食用油の回収・活用

市内５箇所にある回収ボックスで回収された廃食用油は、事業者が回収し、処理施設へ搬入されます。回収された廃食用油は、暖房用燃料等に再生し、利用しています。

○家庭用燃料電池の導入支援策の検討

水素エネルギーの利用拡大のために、家庭用燃料電池普及の普及促進のため、効果的な導入支援策について情報収集に努めています。

○次世代自動車等の導入支援策の検討

ハイブリッド自動車（HV），プラグインハイブリッド自動車（PHV），電気自動車（EV），燃料電池自動車（FCV），クリーンディーゼル自動車（CDV），天然ガス自動車（CNG）の普及促進のため、効果的な導入支援策について情報収集に努めています。

○市公用車に次世代自動車等の導入

市の公用車を新たに購入・リース等する場合には、原則として BEV・PHEV・FCV 等の次世代自動車の導入を推進しています。

令和３年度は次世代自動車等（ハイブリッド車）を１台導入しています。

○水素サプライチェーン構築に向けた情報の収集

水素サプライチェーン構築に向け、情報収集に努めています。

次世代自動車

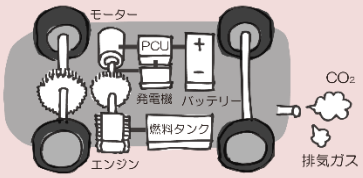

【PHEV（プラグインハイブリッド自動車）】

ハイブリッド自動車の機能に加え、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電し、電気自動車としての走行割合を増やすことのできる自動車。

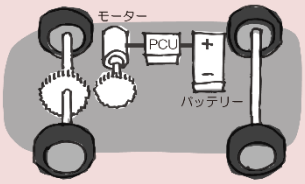

【EV（電気自動車）】

電気をエネルギー源に、モーターを動力源として走行する自動車で、走行中に CO_2 やNOxの排出が無いゼロエミッション車。

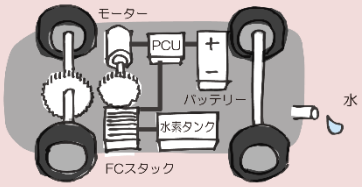

【FCV（燃料電池自動車）】

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気を使い、モーターを回して走る自動車。燃料は水素で、走行時に発生するのは水蒸気のみ。

６）低炭素型交通体系の構築

○利便性の高い持続可能な公共交通網の構築

北広島市地域公共交通活性化協議会等により、北広島市が策定する地域公共交通網形成計画の作成や実施に係る協議、形成計画策定後の進行管理等を行っています。交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、地域の移動ニーズを踏まえた交通のデザインを推進しています。

○公共交通を利用しやすい環境づくり

バス等利用支援事業や公共交通事業者に対し、感染症に係る支援金を交付しました。

また、公共交通に関心を持っていただき、利用促進につなげるため、市広報や公共交通便り（回覧板）による情報発信を行っています。

○バス利用者が利用しやすい公共交通網の形成

市内のバス路線について、利用者の減少により赤字額が増大している傾向です。そのため、アンケート調査を実施した上で、利用状況を確認し、令和５年４月１日から一部路線再編を実施します。

○ボールパークの開業に伴う交通網の形成

ボールパーク連携協議会の交通分科会として、各種関係機関とともに協議、検討を進め、周辺道路や駅の整備、JR 北広島駅からボールパークエリアまでのシャトルバスの運行、歩行環境の整備等を進めています。

○先端技術を用いた新たな交通サービスについての調査

先端技術の他市の事例の調査研究を実施しています。

○パーク・アンド・ライドの利用促進

ＪＲ北広島駅東口及び西口周辺において、パーク・アンド・ライド方式の市営駐車場を整備しています。

○渋滞緩和策の推進（再掲 P15）

■■■■■　②気候変動による影響への適応　■■■■■

1）自然災害対策

○気候変動等による影響の少ないまちづくり

本市における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市強靭化計画に基づき、産業、医療、エネルギー、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立ったまちづくりを推進しています。

○災害廃棄物の対策

地震や風水害などの災害からの早期復興、公衆衛生上の支障の防止のため、北広島市災害廃棄物処理計画を令和４年３月に策定し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民生活の速やかな復旧を図ることとしています。

○千歳川流域の治水対策

国土交通省において、千歳川河川整備計画に基づく千歳川流域の治水対策が進められています。

東の里遊水地など千歳川流域で整備されていた全ての遊水地が令和２年度から供用開始されました。流域の安全度向上を早期に図るため、引き続き、計画に基づく堤防整備及び河道掘削等を要望促進します。

○森林の多面的機能の維持

北広島市森林整備計画の策定や、それに基づく森林施業に向け、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業や森林経営計画の実施へ向けた取り組みを進めています。

2）自然・健康対策

○動植物データの収集（再掲 P40）

○熱中症対策の周知

温暖化での気温の上昇や生活様式の変化により熱中症にかかる市民の方が増加しています。

市ホームページや市広報等で注意喚起や対策等につきまして周知啓発しています。

■■■■■　③その他の地球環境問題への対応　■■■■■

1）オゾン層破壊、酸性雨等の情報提供等

○フロン等の回収と廃棄

オゾン層を破壊する原因の一つと言われているフロン等が含まれている冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは、家電リサイクル法によるリサイクル方法について周知啓発しています。

○酸性雨や森林破壊に関する情報収集

当市を含む北海道では、酸性雨による明らかな被害の報告はありませんが、引き続き、北海道と連携し状況の把握に努めています。

また、森林を伐採する際には、北広島市森林整備計画に基づき、伐採の届出等を北広島市に提出することとなっており、森林の整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めています。

一定規模以上の土地の造成を行う地形改変については、都市計画法及び土壌汚染対策法に基づき、石狩振興局に届出を提出することとなっており、森林保護への配慮がなされています。

第９章　環境教育・環境配慮行動

１　環境教育

市民向けの学習機会として、「自然観察会」、「エコ講座」、「エコクッキング」などを開催しているほか、町内会や企業の求めに応じて出前講座などを実施しています。また、『環境ひろば』を開催し、市民・環境団体・企業・学校・市役所等が協力し、それぞれの環境活動の展示やブースの開設、体験教室等を通じて、情報交換や周知啓発を行っています。

２　環境教育の状況と施策の取組状況

現況

市では小中学校での環境教育を支援するため、レクリエーションの森などでの自然観察会や環境をテーマにした授業に講師を派遣しているほか、植林活動や農業体験、北広島エコミュージアム構想などの取組を進めています。また、富ヶ岡市有林の一部を「げんきの森」に設定し、里山体験学習などを実施しています。

また、環境施策の実施状況や環境関連の測定値や状況などを「北広島のかんきょう」で毎年公表しています。

課題

市民のニーズをとらえた、環境についてのさらなる学習機会の充実や情報を充実させるとともに、入手のしやすさに対応していくことが求められています。

また、さまざまな環境に対する取組では、市民団体や事業者などとさらなる連携・協働に努めていく必要があります。

令和３年度の環境施策の取組状況

①環境学習・教育の充実

１）環境学習の充実

○学習機会の充実

「げんきの森」（富ヶ岡市有林）における里山体験学習（植林樹木の下草刈り）については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しましたが、枝打ち体験として、防風保安林の下枝刈りを実施しました。

○自然体験講座の実施（再掲 P42）

○自治会や企業などに対する環境学習の機会の充実

市の職員による出前講座の実施や、市民団体と協働し、生ごみの減量化・堆肥化の普及をはじめ資源の有効利用を図るための学習会を開催しています。（R3 実績：コンポストを使った講習会や段ボールによる堆肥化講習会等での講習 22 回開催（計 95 名）、環境教育講習会 3/20（28 名））

2）環境教育の充実

○小中学校での環境教育の充実

市内の小中学校の児童生徒を対象とした自然観察会やエコ講座等を実施しています。

（自然観察会：1 回開催　6 人参加　　エコ講座：3 回開催　104 人参加）

○各学校のリサイクルの取り組み

各学校で、全校一斉清掃の実施、地域清掃ボランティアの実施、植林活動を行っています。また、省エネ、牛乳パック、古紙、エコキャップ等の資源回収、リサイクル活動についても推進しています。

○各学校の環境保全行動の取り組み

各学校での総合的な学習の時間での取り組みのほか、様々な教科指導のなかで環境を意識した学習指導を行うなど、環境教育の充実を図っています。

- 外部専門講師（市内）による環境教育の実施
- ごみ分別や節電の啓発活動の取り組み、農業体験の取り組み

3）人材の活用と育成

○市内実践者の人材活用

環境関係の学習会や自然観察会、環境啓発事業の開催にあたっては、積極的に市内の実践者などの人材に協力を求め、環境学習の担い手として活用しています。

○市職員への研修

市職員としての基本事項を認識し、職場への理解を深めるとともに、市民に期待される職員を養成する市新任職員研修において、リサイクル・省エネルギーに向けた取組の説明を行っています。

■■■■■　②情報の提供　■■■■■

1）情報の基盤づくり

○動植物データの収集（再掲 P40）

○環境に関する情報収集
　市民が必要とする環境に対する情報を提供するため、情報収集に努めています。

○自治会や企業などに対する環境学習の機会の充実（再掲 P57）

2）情報発信

○「北広島のかんきょう」の作成
　市の環境の概要をまとめた「北広島のかんきょう」を作成し、学校や公共施設に配布しています。
　また、子ども向けの環境小冊子「こどもの北広島のかんきょう」を配布しています。

○パンフレットやガイドブックの作成
　市民に分かりやすく、必要な情報を入手しやすいパンフレットやガイドブックの作成のため、情報収集に努めています。

○市民の情報収集の利便性向上について
　市民が情報を入手しやすいよう、方法について情報収集に努めています。

■■■■■　③市民活動の支援と連携・協働　■■■■■

1）市民活動の支援と交流

○地域の環境活動への支援
　地域の環境整備として、北広島市緑化推進委員会による公共施設等への花苗・球根・肥料等の配布を行っています。R3年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため事業を縮小し、花いっぱい運動を実施しました。

○市民・事業者等が交流できるイベントの実施

環境ひろば実行委員会（市・消費者協会・商工会女性部・生活学校）が主催となり、市民団体や企業の方々の協力を得て、環境月間の６月に環境啓発イベントとして環境ひろばを行っています。

市内の小中学生から募集した環境ポスター・標語の展示や優秀者の表彰、環境クイズやビンゴなどのステージイベント等を通じて省エネや地球温暖化について学ぶことができ、たくさんの市民の方々に訪れていただいています。

令和３年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小し、市役所５階で北広島環境ひろばを開催しました。

○市民・団体の情報交換の利便性向上について

インターネット等を活用し、市民・団体の相互の情報交換や情報の共有が行えるような仕組みづくりに努めています。

２）多様な連携と協働

○市民団体や事業者との連携

環境啓発事業や自然観察会、自然環境調査、植樹等の環境づくりなどの活動を、市民団体や事業者などとの連携や協働により、効果的に推進しています。

○市民の意見を反映させた地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策地域協議会として、エコ・パートナーシップ北広島（市・消費者協会・商工会女性部・生活学校）により市内でさまざまな省エネの啓発などを実施しています。

・北広島環境ひろばの実施、環境ポスター・標語の募集と表彰

なお、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小し、市役所５階で北広島環境ひろばを開催しました。

・エコ講座の開催

・元気フェスティバル（消費生活展）への出展　（R3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止）

環境ひろば2022

小学校でのエコ講座

○市町村の広域連携

令和６年度の広域でのごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を行うため、道央廃棄物処理組合が平成 26 年（2014 年）２月 18 日に設立されており、北広島市からも職員が派遣され、焼却施設の供用開始に向けて取り組みを進めています。また、千歳川流域の自治体等で構成する「千歳川水系水質保全連絡会議」に参加しており、連携して定期的な水質調査を行っているほか、同水系の水質保全に関する情報などを共有することとしています。

環境標語　最優秀作品

北広島市長賞

「小さな行動　大きな変化
みんなで変える　地球環境」

緑ヶ丘小学校　森（もり）　一真（かずま）　さん

北広島市教育委員会教育長賞

「やってみよう　自分でできる　リサイクル　」

緑ヶ丘小学校　阿部（あべ）　周（あまね）　さん

北広島商工会長賞

「温暖化　「明日」のために　「今」止めよ」

双葉小学校　難波（なんば）　ゆい　さん

エコ・パートナーシップ北広島会長賞

「ほんの少しの努力でも
みんなでやれば　未来は守れる」

双葉小学校　髙橋（たかはし）　愛奈（まな）　さん

北広島環境ひろば特別賞

「SDGｓ　みんなの力で　世界を変えよう」

双葉小学校　柳原（やなぎはら）　琉叶（るか）　さん

ここに掲載された作品は、「北広島環境ひろば 2022」において開催された「環境ポスター・標語展」において最優秀作品として選ばれたものです。

このポスター・標語展には、北広島市内の小中学生から 314 作品の応募があり、地球温暖化防止や省エネに対するメッセージがこめられた作品が多数寄せられました。

環境ポスター　最優秀作品

北広島市長賞

広葉中学校　宮島（みやじま）　小夏（こなつ）　さん

北広島市教育委員会教育長賞

東部小学校　木川（きがわ）　楓子（ふうこ）　さん

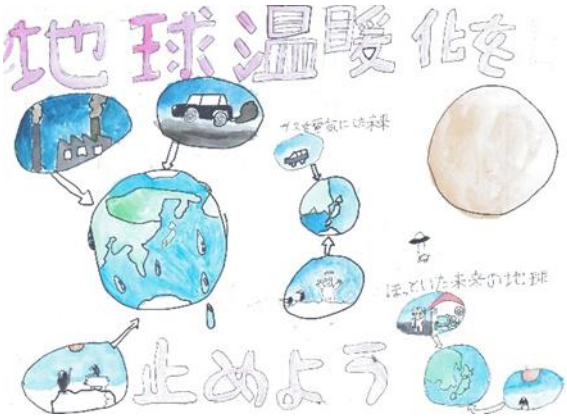

エコ・パートナーシップ北広島会長賞

緑ヶ丘小学校　佐藤（さとう）　瑚夏（こな）　さん

北広島商工会長賞

西部小学校　中山（なかやま）　涼星（りょうせい）　さん

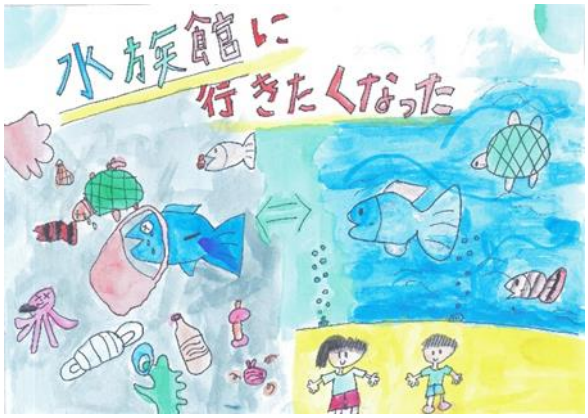

北広島環境ひろば特別賞

双葉小学校　田宮（たみや）　結菜（ゆいな）　さん

語句説明

あ

ISO14001

ISO とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）のことで、国際的に通用させる規格等を制定するための国際機関です。ISO が制定した環境保全に関する規格には、14000 番台の番号が付けられており、このうち最も重要な環境マネジメントシステムの規格が ISO14001 として発行されています。

アイドリングストップ

信号待ちや渋滞などで車が停止した際、エンジンを切っておくことです。燃費の向上や排気ガスの低減に寄与します。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたものです。

亜硝酸性窒素（NO_2-N）

水質汚濁を示す指標の一つ。水中の窒素の存在状態には、4 種類があります。水中の①有機性窒素（タンパク質など）は、分解すると②アンモニア性窒素（NH_4-N）になります。②が酸化されると亜硝酸性窒素（NO_2-N）となり、更に酸化されると硝酸性窒素（NO_3-N）となり、それぞれの量を測定すれば、汚水の自然浄化がどの段階まで進行しているかを知ることができます。

アスベスト（石綿）

天然の鉱物繊維です。熱や摩擦に強く，酸やアルカリにも強いなど，丈夫で変化しにくいという特性を持っています。そのため，吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり，潜伏期間を経て，肺がんなどの病気を引き起こすおそれがあります。「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

アンモニア性窒素（NH_4-N）

水質汚濁を表す指標の一つです。水中に存在するアンモニア性窒素の多くは、下水、し尿、腐敗した動植物に由来する有機性窒素（タンパク質など）が分解して発生したものです。

いおう酸化物（SO_X）

硫黄の酸化物の総称で、二酸化硫黄、三酸化硫黄等があります。石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼によって生成されるほか、火山活動によっても発生します。二酸化硫黄は亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。工場やビルなどで使われているボイラーや焼却炉、火力発電所が発生源となることがあります。

一酸化炭素（CO）

炭素又はその化合物が、不完全燃焼することにより発生する無色無臭の気体で、その発生源の大部分は自動車の排出ガスです。呼吸により肺に吸い込まれると、血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素の供給能力が阻害され、中枢神経に障害が起こり、頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れます。

石狩川クリーンアップ作戦

石狩川振興財団が実施している運動で、河川清掃を通じて河川愛護思想を広く啓発することを目的としています。

一般廃棄物処理量

ごみ処理施設で処理される一般廃棄物（日常生活に伴って排出されるごみやし尿）の量です。

一般廃棄物・産業廃棄物

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち燃え殻、汚泥など法律で定められている廃棄物をいいます。一方、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、「ごみ」と「し尿」に分類されます。

上乗せ基準

ばい煙、又は排出水の規制に関して、総理府令で全国一律の排出基準を定めていますが、都道府県は条例でこれらの基準より厳しい排出基準を定めることができます。これを上乗せ基準といいます。

エコクッキング

市と北広島消費者協会で行う、地産地消や省エネ、食品ロス削減を伝えるための小学生向けの講座です。規格外の野菜の使用や冷やす動力に雪を利用するなど、エコな材料を利用した調理を実際に体験してもらいます。

エコ講座

市が行う、省エネやリサイクルなどの環境問題について、「エコ・パートナーシップ北広島」のメンバーが講師となって実施する、小学生向けの講座です。

エコドライブ

自動車からの燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出削減につなげる「運転技術」や「心がけ」のことです。アイドリングストップやふんわりアクセル「e スタート」、加速・減速の少ない運転などを行います。

エコパートナーシップ北広島

地域住民や事業者、行政、NPO などが、幅広く分野を超えてパートナーシップを形成し、地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進するための方策を協議・企画・実施し、持続可能な地域づくりの実践のために設立された、地球温暖化対策地域協議会です。

エコファーマー

土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組む農業者を対象として、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、各都道府県が認定を行っている農業者（認定農業者）の愛称です。

エコミュージアム

エコロジー（生態学)とミュージアム（博物館)とをつなぎ合わせた言葉で、ある地域において受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を総体として永続的な（持続可能な）方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方や活動のことです。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で，「持続可能な開発目標」と訳されています。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で，環境・経済・社会などの世界全体のことについて，17 のゴールとそれにぶら下がる 169 のターゲット，そしてそれらの達成度合いを評価する 232 の指標で構成されており，政府・自治体・企業・個人といった全ての人々が目指すべき目標とされています。

SS（浮遊物質量）

水に溶けない水中に浮遊している物質のことで、水の濁りの原因となります。SSが多くなると、魚類などの水中生物のえらに付着して窒息させ、光の透過率が悪くなることにより水生植物の成長を妨げます。また、川底などに堆積したものが腐敗し、悪臭を放つこともあります。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素などがあります。

か

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息または生育することとなる生物種のことです。

外来種被害予防三原則

環境省が提唱する、外来生物の被害を予防するための三原則です。悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」、飼養・栽培している外来種を適切に管理して「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないを含みます）、既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないを含みます）の 3 つにより構成されています。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガスや LP ガスから水素を取り出し，空気中の酸素と反応させることで電気と熱を取り出すシステムです。エネファームはエネルギー効率が非常に高く，発電時のエネルギーの約 90%を利用することができるため，環境に配慮した発電・給湯設備として注目されています。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針目標、計画等を定め、これらの達成に向けて実施していくことをいいます。

簡易焼却炉

家庭などに設置される、小型で簡易な焼却炉のことです。簡易な焼却炉や野焼きなどでは完全燃焼が難しく、ダイオキシン類などの有害物質が発生するため、法規制に適応しない焼却炉は、一部の例外を除いて法律により禁止されています。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づき定められている、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」です。現在は、大気汚染、水質汚濁（地下水含む）、土壌汚染及び騒音について基準が定められています。

環境月間・環境の日

事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境基本法第 10 条の規定により、6 月 5 日を「環境の日」と定め、環境省が 6 月を「環境月間」として設定しています。

環境配慮型製品

製品の製造から廃棄までのライフサイクル全体において、環境負荷の低減を考慮した製品のことです。

環境ひろば

市が毎年 6 月に実施している、地球温暖化防止を目指して市民・事業者に省エネルギーや地域環境の保全への取組について意識啓発を行うイベントです。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かして，生産性との調和などに留意しつつ，化学肥料や農薬の使用を軽減するなど、環境負荷に配慮した持続可能な農業のことです。

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

環境の中にあって生物の生殖機能を乱すとされる化学物質のことで、ごく微量でも生体内に入るとホルモンに似た働きをし、生殖器の発達や性行動に影響を及ぼします。汚染の実態や因果関係などはまだはっきりしない面が多く、世界的に研究・調査が進められています。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり，環境に関する方針や目標等を自ら設定し，これらの達成に向けて取り組む仕組みのことです（例：ISO14001・エコアクション 21 など）。

環境緑地保護地区

市町村の市街地およびその周辺地のうち、環境緑地として維持または造成することが必要な地区のことです。北海道自然環境等保全条例に基づいて指定されます。

規制基準

⇒排出基準

北広島市公園等里親制度

公園に愛着を持ってもらい地域の親睦を深めることを目的に、市民が身近な公園等をボランティアで管理する制度です。

空間放射線量率

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のことで、空気吸収線量率とも呼ばれています。一般的に、nGy/h（ナノグレイ/時）や μSv/h（マイクロシーベルト/時）といった単位で表現されます。

国指定島松駅逓所

駅逓所とは、交通が不便な地域に駅舎と人馬を備えて、宿泊と運送の便を図るために設置された北海道独自の施設です。市の島松駅逓所は、1984 年に国の史跡に指定されており、現存する道内の駅逓所の中では最古のものとなっています。

グリーン購入

消費者が、環境負荷ができるだけ小さい製品・サービスを優先して購入することです。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者のことです。環境に配慮した製品が通常製品より高価でも、あえて購入したりすることで、環境に配慮した商品が市場に出回ることを手助けします。

グリーン・ツーリズム

農業や漁業を楽しみながら地方に滞在し，地域の人との交流や，文化・自然を楽しむ休暇の過ごし方です。農村や漁村の活性化につなげることが目的となっています。

クリーン農業

北海道が推進する、農薬や化学肥料の使用を削減し、環境との調和に配慮して、より安全で高品質な農産物を生産する農業のことです。

K値規制

硫黄酸化物の排出基準のことで、排出口の高さに応じて許容される排出量をK値（定数）を用いて算出します。K値は地域ごとに定められており、値が小さいほど厳しい基準です。なお、北広島市におけるK値は、17.5 となっています。

健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目をいいます。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、トリクロロエチレンなどが指定されており、これらの物質は毒性が強く、人の健康を阻害する物質です。

公　害

環境基本法において、「公害」とは「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずる事をいう。」と定義されています。

合併処理浄化槽

トイレの汚水と、台所・お風呂などの生活雑排水を一緒に処理できる浄化槽のことです。しくみは下水道とほぼ同じで、下水管のない家庭専用の汚水・排水処理施設となります。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素が、太陽光の紫外線を受けて反応して生成する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいいます。光化学オキシダントは、光化学スモッグ発生の原因ともなり、目やのどなどの粘膜に影響を及ぼすおそれがあります。

公共用水域

水質汚濁防止法において、「公共用水域」とは、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。」と定義されています。なお、「公共用水域」には、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは含まれません。

さ

災害廃棄物

災害によって発生した廃棄物のことです。廃棄物処理法上は災害廃棄物というくくりはないため，ほとんどが一般廃棄物に該当します。

最終処分場

廃棄物は，資源化又は再利用される場合を除き，最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。

最終処分は埋立が原則とされており，その最終処分を行う施設が最終処分場です。北広島市では、回収したごみを破砕して埋立を行っていますが、令和 6 年度よりごみの広域処理（焼却処理）を行っていく予定です。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ，継続して利用できるエネルギーの総称です。比較的短期間に再生が可能であり，資源が枯渇しないため，地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われています。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では，再生可能エネルギー源として，太陽光，風力，水力，地熱，太陽熱，大気中の熱その他の自然界に存する熱，バイオマスと規定してます。

サプライチェーン

製品の原材料の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことです。

酸性雨

自然の雨はもともと弱い酸性を示していますが、それよりも酸性の強いpH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨のことです。二酸化硫黄や窒素酸化物が原因で、河川や湖沼、土壌などを酸性化させて生態系に悪影響を及ぼすほか、コンクリートを溶かす、金属を錆びさせるなどの被害を起こします。

3010（サンマルイチマル）運動

食品ロスを削減するための運動で、会食時や宴会時、開始後の 30 分と終了前の 10 分には自席に戻って食事に集中することです。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすために、環境省や農林水産省が推進しています。

産業廃棄物

⇒一般廃棄物

次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして，環境負荷を和らげる自動車のことです。日本政府では，ハイブリッド自動車（HV），プラグインハイブリッド自動車（PHV），電気自動車（EV），燃料電池自動車（FCV），クリーンディーゼル自動車（CDV），天然ガス自動車（CNG）の 6 種類を次世代自動車としています。

市民農園

都市の住民の方々がレクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

森林環境譲与税

喫緊の課題である森林整備に対応するために、交付税および譲与税配付金特別会計における借入金を原資として譲与されているもので、令和元年度から開始されています。市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積・林業就業者数・人口による客観的な基準で按分されています。

森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とした制度で、令和元年度から開始されています。これまで経営管理されてきた森林はそのままに、現在経営管理が行われていない森林が対象となります。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは，事業者からのものが 5 割強，家庭からのものが 5 割弱となっているため，家庭・事業者ともに意識して食品ロスを減らしていくことが必要となります。

重金属

密度が 4.5g/cm^3を超える金属のことをいい、金、銀、銅、鉄、鉛、亜鉛、ニッケル、クロム、砒素、カドミウム、マンガン、水銀などがあります。これに対し、密度が 4.5g/cm^3 以下の金属を軽金属といい、ナトリウム、カリウム、アルミニウムなどがあります。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り軽減された社会」としています。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。

水素エネルギー

水素を燃料としたエネルギーのことです。水素は地球上に豊富に存在しており，燃焼させても水を生成するのみであることから，極めてクリーンな燃料です。

ストック

上下水道や廃棄物処理施設も含めた公共施設、交通インフラ、エネルギーインフラ等の建築物のことです。

3R

循環型社会を実現するための考え方で、リデュース（Reduce：廃棄物を出さない）、リユース（Reuse：再使用する）リサイクル（Recycle：再資源化する）の略称です。

生活環境項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目をいいます。
河川については、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の 5 項目が適用になります。

生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味し、①生物種の数が多いという「種間の多様性」、②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」、③これらの生物とその生育環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。

ゼロ・エネルギー住宅

正式には ZEH（Net Zero Energy House）といい、太陽光パネルなどでつくった再生可能エネルギーの量が、1年間に消費したエネルギーの量よりも多い、あるいは差がゼロになる住宅のことで、創エネ量が大きく、省エネ性の高い住宅といえます。

ゼロ・エネルギー・ビル

正式には ZEB（Net Zero Energy Building）といい、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する 1 年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

騒音レベル

「騒音レベル（A特性音圧レベル）」とは、騒音計で測定した騒音の大きさを表す数値「音圧レベル」のうち、音の周波数によって感度が変化する、人間の耳の特性に合うように、A特性で重み付けをした音圧レベルのことです。

た

ダイオキシン類

きわめて毒性の高い有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCB の総称です。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制すること等により、国民の健康を保護し、生活環境を保全すること等を目的とした法律です。

大腸菌群数

水質汚濁を示す指標の一つで、人間又は動物の排泄物による水の汚染を知るために使われます。大腸菌群の中には、水、土壌など自然界に分布する土壌性大腸菌と、人間や動物の腸内に生息しているふん便性大腸菌があります。

耐容1日摂取量（TDI）

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量のことで、ダイオキシン類の場合は、人の体重1kg当たり 4pg-TEQ以下と定められています。

地域公共交通活性化協議会

市の地域公共交通網形成計画の作成や、実施に係る協議、計画策定後の進行管理等を行うことを目的に設置される協議会です。地域公共交通網形成計画とは、地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、地域の移動ニーズを踏まえて交通をデザインしていくための計画です。

蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池です。鉛蓄電池，ニッケル水素電池，リチウムイオン電池などの種類があり，バッテリーや二次電池とも呼ばれています。気象条件に左右されやすい太陽光発電や風力発電の出力変動抑制や，電力需給のピークカット，停電時のバックアップなどに使われています。

窒素酸化物（NO_X）

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO2）の総称です。自動車や工場などの排ガスに含まれ、呼吸機能の低下を引き起こすほか、雨に溶けると酸性雨の原因になります。自動車、ボイラー、焼却炉などが発生源となります。

千歳川水系水質保全連絡会議

北広島市、江別市、恵庭市、千歳市、長沼町、南幌町の4市2町、石狩振興局・空知総合振興局及び江別市浄水場、石狩東部広域水道企業団、長幌上水道企業団が参加する、千歳川の水質保全を目的とする組織です。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的に，鳥獣保護管理法に基づいて環境大臣や都道府県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の存続期間は 20 年以内と定められており，必要に応じて更新されます。

低周波音

一般に周波数 100 ヘルツ以下の音を指し、住宅などの建物建具の「がたつき」として現れたり、人体への種々の影響を与えるといわれています。

DO（溶存酸素量）

水に溶けている酸素の量のことです。通常、酸素の補給は藻類の光合成による炭酸同化作用や、大気からの溶け込みによるものがありますが、水中に有機物が増えると、微生物が有機物を分解するために酸素が消費され、DOは減少します。一般に、きれいな川では溶存酸素は、ほぼ飽和状態に達していますが、その量が一定以下になると魚類等の生息が制限され、更に減少すると生息できなくなります。

定量下限値

ある分析方法で、目的物質の定量が正確にできる最小量又は濃度のことをいいます。

テトラクロロエチレン

エーテル様芳香のある無色透明の重い液体で、水に難溶、不燃性です。トリクロロエチレンに比べて溶解力が温和であり、ドライクリーニング用溶剤、抽出用溶剤等として、天然繊維及び合成繊維の洗浄に用いられています。通称パークレンと呼ばれる有機四塩化物系溶剤で、発がん性があるとされています。

電動生ごみ処理機

生ごみの減量化・堆肥化を行う電動式の機器のことです。大きく分けて、温風によって乾燥処理を行う乾燥式と、バイオチップに含まれた微生物で分解を行うバイオ式の 2 種類があります。

天然記念物

学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物(それらの在する地域を含む)で、その保護保存を主務官庁から指定されたものをいいます。

毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類の毒性を最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算してから足し合わせた値のことです。

特定外来生物

外来生物（もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定されるものです。これらは飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されています。

特定施設・特定事業場・特定工場等

「特定施設」とは、水質汚濁防止法、騒音規制法又は振動規制法の規制対象となる施設のことをいい、規制基準の遵守等の義務が課せられます。

なお、特定施設を設置している工場又は事業場のことを水質汚濁防止法では「特定事業場」といい、騒音規制法、振動規制法では「特定工場等」といいます。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたものです。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性・不燃性の液体で、水に難溶です。安定性と強力な脱脂力から、金属、機械部品、半導体部品の脱脂、洗浄に広く用いられてきた有機塩素系溶剤です。

人体に対する影響としては、体内に蓄積すると腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発がん性があるといわれています。

な

ng（ナノグラム）

⇒ μg（マイクログラム）

生ごみたい肥化容器（コンポスト）

生ごみの堆肥化を行う容器のことです。生ごみを投入した後、乾いた土や落ち葉・雑草などの有機物を入れ、それらの微生物によって発酵・分解を行い、堆肥（コンポスト）を作ります。

二酸化鉛法

硫黄酸化物の大気汚染を測定する方法のひとつで、以前は環境基準が設定されている二酸化いおうの測定に使われていました。環境基準達成状況の確認に必要な 1 時間値の測定はできませんが、約 1 ヶ月の平均濃度を把握できることや、測定が簡単なので多数の地点で測定を行えるなどの特徴があります。

二酸化炭素（CO_2）

動物の呼吸や、石油・石炭などの化石燃料を燃焼することなどによって発生する気体で、炭酸ガスとも呼ばれています。環境中で寿命が長く、排出量が他の温室効果ガスと比較して多いことなどから、地球温暖化への影響が大きいといわれています。

農業用排水機場

大雨による農地や農業用施設などへの水害を防止するため、ポンプによって雨水を川や海に排水するための施設のことです。

は

パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの公共交通機関まで行き、車を駐車した後、公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのことです。都市部や観光地の渋滞緩和や、それに伴う排気ガスの削減が期待されています。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物やばいじん、有害物質（カドミウムや塩素など）のことをいいます。

バイオガス

バイオマス燃料の一つで、有機性廃棄物（生ゴミ等）や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性のガスです。北広島市で設置している施設は、収集された生ごみと下水汚泥などをタンク内でメタン発酵させるものです。残った汚泥は乾燥させて肥料として利用し、発酵過程で発生したメタンガスは汚泥を乾燥させるための燃料の一部として利用しています。

排出基準・排水基準・規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度のことで、ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生について、それぞれ基準が設定されています。ばい煙については「排出基準」、汚水については「排水基準」、騒音・振動・悪臭については「規制基準」と表現します。

ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生する粒子状物質のことをいいます。

パリ協定

2015 年 12 月に採択された，気候変動に関する国際的枠組みで，1997 年に採択された京都議定書の後継となるものです。途上国を含むすべての参加国に，温室効果ガスの排出削減・抑制目標が定められています。

pg（ピコグラム）

⇒ μg（マイクログラム）

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち，粒径が 2.5 μm（マイクロメートル：μm＝100 万分の 1m）以下の小さな粒子状物質のことです。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから，人への健康影響が懸念されており，中央環境審議会における審議を経て，2009（平成 21 年９月），PM2.5 に係る環境基準が告示されています。

pH（水素イオン濃度）

水の酸性又はアルカリ性を表す指標であり、pH7が中性、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

通常の河川は、pH6.5～8.5 で、この範囲を超えると魚類や農作物に被害を与えることがあります。

PM2.5

⇒微小粒子状物質

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物による汚濁の程度を示す指標の一つです。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示したもので、この値が大きいほど水が有機物により汚濁していることを示します。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

有機化合物の一つです。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすいという特性を持っています。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていましたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことが判明したため、現在、国内では使用禁止されています。

ppm（ピーピーエム）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で、百万分の1を意味しています。

例えば、空気1m^{3}中に1cm^{3}の物質が含まれている場合や水1kg中に1mgの物質が含まれている場合、この物質の濃度を1ppmといいます。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中にはさまざまな粒子が浮遊していますが、浮遊物質は浮遊粉じんと降下ばいじんに分けられます。浮遊粉じんの中でも、粒径 100μm以下のものを粒子状物質（PM）といい、さらにその中でも粒径が10μm以下のもので、大気中に長期間浮遊し、人間の呼吸で肺に沈着しやすく、気道または肺胞に付着して喘息、気管支炎等の呼吸器系の障害を与えるものを浮遊粒子状物質（SPM）といい、環境基準が設定されています。その発生源は、工場等の産業活動によるものだけでなく、自動車の排気ガス（ディーゼル排気微粒子（DEP））やタイヤの巻上げによる土砂や風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものも含まれます。

FIT 売電

FIT 法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）に基づいて行われる売電のことです。再生可能エネルギーの普及拡大を目的としており、再生可能エネルギー発電事業者は，発電した電気を電力会社などに，一定の価格で一定の期間にわたり売電することができます。

フロン等

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称です。特にオゾン層を破壊しやすい物質は「特定フロン」と呼ばれ、クロロフルオロカーボン、ハロン、四塩化炭素、1.1.1-トリクロロエタン、ハイドロクロロフルオロカーボンなどが指定され、生産、輸出入の全廃、回収、破壊処理が進められています。

粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質のことをいいます。

ベンゼン

無色の液体で特有の臭いがあり、揮発性で引火性が強く、水に難溶です。溶剤、洗浄剤、抽出剤、石油精製、アルコール変性剤、燃料などに使用されています。また、自動車用ガソリン中にも存在しています(5%以下)。人体に対する影響については、急性症状としての麻酔作用、慢性症状としての造血器官の破壊と発がん性などが知られています。

ま

MaaS

モビリティ・アズ・ア・サービス（Mobility as a service）の略称です。ICT を活用して交通をクラウド化し、マイカー以外の全ての交通手段を 1 つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念です。発達中の新しいサービスのため、先行している海外でも定まったものがない状態で、定義や範囲に違いがある現状となっています。

μg（マイクログラム）、ng（ナノグラム）、pg（ピコグラム）

物質の重さを示す単位で、1μg は「100 万分の1g」、1ng は「10 億分の1g」、1pg は「1兆分の1g」となります。

マイクロプラスチック（海洋プラスチック）

大きさが 5mm 以下の微小なプラスチック粒子を指します。プラスチックには，自然分解されず半永久的に残る，汚染物質を吸着しやすいといった特徴があるため，ポイ捨てされたプラスチック容器などが摩耗しながら海へ流され，海洋生物が餌と間違えて誤食してしまうことで毒性が蓄積していき，最終的にそれらを食べる動物や人間に悪影響を及ぼすことが懸念されています。マイクロプラスチックが一度環境に広がってしまうと，回収して除去することが極めて困難であるため，発生源であるプラスチックの使用を禁止するなど，根本的な対策が必要となっています。

ミックスペーパー

レシートや包装紙など、古紙以外の汚れていないリサイクルできる紙類のことです。資源回収の対象物である古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック）や、油紙・ウェットティッシュ・ラベル及びステッカー・シール台紙・汚れが著しいもの以外の紙が該当します。

緑のまちづくり基金

北広島市が市民とともに緑化を推進し、緑あふれる美しいまちづくりを行う事業に要する費用に充てるため、条例に基づき積み立てている基金のことです。

モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策のことです。人々の意識に働きかけるコミュニケーション施策を大規模に実施し、交通行動に変革を行う一方で、様々な交通システムやその運用の改善をバランス良く進めていきます。

や

遊水池

河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造る治水施設です。洪水時に、河川からの水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行います。池や湖沼、空き地・原野なども該当します。

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康への影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、該当する可能性のある物質として現在 248 種類がリストアップされており、このうち 23 物質が特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として選定されています。

要監視項目

水質汚濁に関し、直ちに環境基準項目とせず、全国の検出状況について集積を行うのが望ましいとされた項目で、現在 26 項目（公共用水域）が選定されています。今後、検出状況などにより環境基準健康項目への移行が検討されています。

要請限度

騒音規制法において、自動車騒音がこの限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、都道府県知事が都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができるとされている限度のことです。

ら

6次産業化

1 次産業としての農林漁業、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業を総合的・一体的に推進し、農山漁村の地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です（1 次 × 2 次 × 3 次 ＝ 6 次産業）。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。

リサイクル率

収集されたごみや持ち込まれたごみのうち、どれだけが資源化されたのかを示した割合です。環境省では、「（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100」によってリサイクル率を算出しています。

レアメタル

一般的に、地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的理由で抽出困難である鉱種等を指します。

レッドリスト（レッドデータブック）

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをレッドリストといい、そのリストに掲載された種の生息・生育状況を取りまとめたものをレッドデータブックといいます。危険信号を意味する赤い表紙からその名があり、環境庁（現環境省）が平成３年(1991 年)に初めて日本版レッドデータブックを公表し、その後、多くの地方版が作成されました。

令和４年度版

北広島のかんきょう

2023年３月　北広島市　市民環境部環境課

TEL：011-372-3311（代表）

e-mail:kankyo@city.kitahiroshima.lg.jp

HOKKAIDO KITAHIROSHIMA

北広島市